

2021年度 審判講習会資料

(2021 年度競技規則修改制ほか)



JAAF
NAGANO

一般財団法人長野陸上競技協会

競技運営委員会

NAA
Nagano Athletics Association

《はじめに》

○昨年度、WA の競技規則の体系が変更になり、「Competition Rules (CR)」と「Technical Rules (TR)」に分けられた。日本陸連競技規則は従来の体系で記載（新体系を併記）したが、2021 年度より WA 同様の新体系で記載することとなった。なお、2021 年度に限り旧体系が併記される。

例) 第 163 条 2 (a) → TR17.2.1

《2021.4.1 適用の修改正》

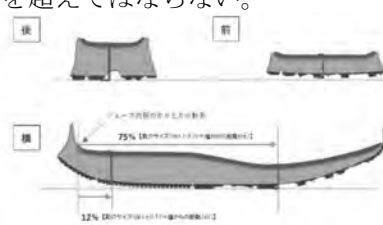
○TR5 競技用靴

2020.12.1 よりトラック種目・フィールド種目 すべての競技に適用（駅伝競走を除く）。

⇒2020 年 11 月 30 日までの移行期間中で改正規則を適用しない競技会の場合、規格外の靴を使用している競技者も出場が可能で、該当競技者のリザルトの備考欄に県内では「PS」と表記し処理を行っておりました。移行期間が終了したことに伴い、今後は規格外の靴では競技会に参加することはできません。(招集所にて検査を行い、規格外の靴の競技者は欠場扱いとなります。万が一、招集所を通過した場合でも競技終了後に審判長によって失格が宣告され、記録は無効となります。)

⇒26.5～27.0cm (サイズ 42 (EUR)) の靴を基準としているため、靴底の厚さの計測では多少の誤差が生じる場合もあります。基準値を超えていても WA の承認リストに掲載されている靴であれば出場可能ですが、中敷きを変更している場合は出場できません。

⇒駅伝競走については本条項が適用されません。

種 目		最大の厚さ	備 考
トラック	800m 未満	20mm	リレーにおいては、各走者が走る距離に応じて適用する。
	800m 以上	25mm	
	競歩競技	40mm	トラック競技・道路競技
フィールド	三段跳	25mm	靴の前の部分の中心点の靴底の厚さは、踵の中心点の靴底の厚さを超えてはならない。
	それ以外 ※全ての投てき種目、高さの跳躍及び、三段跳を除く長さの跳躍種目	20mm	
クロスカンントリー		25mm	
ロード		40mm	

○TR5.10 アスリートビブス

アスリートビブス（ビブス）のサイズが変更。

⇒「横 24cm 以内×縦 20cm 以内」から「横 24cm 以内×縦 16cm 以内」へ。ただし、中体連・高体連で現在使用しているものや旧規格の在庫がある場合は、2023 年 3 月末まで旧規格の使用可。

○TR19.24.5 トランスポンダーシステム

競技会によって、ネットタイムを参加標準記録の資格記録として扱ってもよい。

⇒正式の時間はグロスタイム（信号器のスタート合図）です。各大会参加要項をご確認ください。

○TR23.7 障害物競走

水濠を越える際のルールの特化。

⇒水濠を越える際は、水濠の左右を問わず水濠以外の地面を踏んではいけません。（「距離が短くなる・ならない」「外に出た歩数」ではなく、「きちんと水濠を越えたか・越えていないか」で判定）

《2022.4.1 適用予定の修改正 ※1 年延期となった》

○TR29・30 走幅跳・三段跳

踏み切りを行う際、足または靴のどこかが踏切線の垂直面より前に出た時は無効試技とする。

⇒現行の「身体のどこかが踏切線の先の地面（粘土板を含む）に触れた時」からの変更です。現在は靴の先端（地面からわずかに浮いている部分）が踏切線を越えていても、粘土板に痕跡が残らなければ無効試技となりませんが、2022 年度からは無効試技となります。

※これに伴い、粘土板の角度も 45 度から 90 度へ、競技会によってはビデオカメラ等を使用します。

詳細については、審判講習会資料もしくは 2021 年度版陸上競技ルールブックを参照されたい。

文責：青柳 智之（日本陸上競技連盟競技運営委員・JTO／長野陸上競技協会競技運営委員長）



競技規則構成（案）

WA（2020Edition）		JAAF（2021年度）【案】
Table of Rules References	条文番号対比表	
Definitions	国際競技会定義	
Competition Rules	Competition Rules（競技会規則）	
Part I General	第1部	総則
Part II Competition Officials	第2部	競技会役員
Part III World Records	第3部	世界記録と日本記録
Technical Rules	Technical Rules（競技規則）	
Part I General	第1部	総則
Part II Track Events	第2部	トラック競技
Part III Field Events	第3部	フィールド競技
A Vertical Jump	A	高さの跳躍
B Horizontal Jump	B	長さの跳躍
C Throwing Events	C	投てき競技
Part IV Combined Events competitions	第4部	混成競技
Part V Indoor Competitions	第5部	室内競技
Part VI Race Walking Events	第6部	競歩競技
Part VII Road Races	第7部	道路競走
Part VIII Cross Country, Mountain and Trail Races	第8部	クロスントリーとマウンテンレース、トレイルレース
	日本陸上競技連盟駅伝競走規準	
	公認審判員規程	
	公認競技会規程	
	公認競技会における取扱いについて	
	公認記録規程	

JAAF（2020年度）	
第1章	国際競技会及び日本競技会と出場資格
日本陸上競技連盟競技規則	
World Athletics 競技規則条文番号対比表	
第1部	競技会役員
第2部	競技会一般規則
第3部	トラック競技
第4部	フィールド競技
A	高さの跳躍
B	長さの跳躍
C	投てき競技
第5部	混成競技
第6部	室内競技
第7部	競歩競技
第8部	道路競技
第9部	クロスントリーとマウンテンレース、トレイルレース
第10部	世界記録と日本記録
日本陸上競技連盟駅伝競走規準	
公認審判員規程	
公認競技会規程	
公認競技会における取扱いについて	
公認記録規程	

条文番号 対比表 (案)

【Competition Rules：競技会規則】

新条文番号	従前条文番号	条文名
Rule 1 of the Competition Rules or CR1	Rule 2 第 2 条	Authorisation to Stage Competitions 競技会の開催認可
Rule 2 of the Competition Rules or CR2	Rule 3 第 3 条	Regulations Governing the Conduct of International Competitions 国際競技会を実施するための統括規則
Rule 3 of the Competition Rules or CR3	Rule 110 第 110 条	International Officials 国際競技会役員
Rule 4 of the Competition Rules or CR4	Rule 111 第 111 条	Organisational Delegates 組織代表
Rule 5 of the Competition Rules or CR5	Rule 112 第 112 条	Technical Delegates 技術代表
Rule 6 of the Competition Rules or CR6	Rule 113 第 113 条	Medical Delegates 医事代表
Rule 7 of the Competition Rules or CR7	Rule 114 第 114 条	Anti-Doping Delegates アンチ・ドーピング代表
Rule 8 of the Competition Rules or CR8	Rule 115 第 115 条	International Technical Officials (ITOs) ITOs (国際技術委員) と JTOs (日本陸連技術委員)
Rule 9 of the Competition Rules or CR9	Rule 116 第 116 条	International Race Walking Judges (IRWJs) IRWJs (国際競歩審判員) と JRWJs (日本陸連競歩審判員)
Rule 10 of the Competition Rules or CR10	Rule 117 第 117 条	International Road Course Measurers 国際道路コース計測員
Rule 11 of the Competition Rules or CR11	Rule 118 第 118 条	International Starters and International Photo Finish Judges 国際スターターと国際写真審判員
Rule 12 of the Competition Rules or CR12	Rule 119 第 119 条	Jury of Appeal ジュリー
Rule 13 of the Competition Rules or CR13	Rule 120 第 120 条	Officials of the Competition 競技会役員〔国内競技会〕
Rule 14 of the Competition Rules or CR14	Rule 121 第 121 条	Competition Director 競技会ディレクター
Rule 15 of the Competition Rules or CR15	Rule 122 第 122 条	Meeting Manager 総務
Rule 16 of the Competition Rules or CR16	Rule 123 第 123 条	Technical Manager 技術総務
Rule 17 of the Competition Rules or CR17	Rule 124 第 124 条	Event Presentation Manager イベント・プレゼンテーション・マネージャー
Rule 18 of the Competition Rules or CR18	Rule 125 第 125 条	Referees 審判長
Rule 19 of the Competition Rules or CR19	Rule 126 第 126 条	Judges 審判員
Rule 20 of the Competition Rules or CR20	Rule 127 第 127 条	Umpires (Running and Race Walking Events) 監察員 (競走、競歩種目)
Rule 21 of the Competition Rules or CR21	Rule 128 第 128 条	Timekeepers, Photo Finish Judges and Transponder Timing Judges 計時員、写真判定員とトランスポンダー係

Rule 22 of the Competition Rules or CR22	Rule 129 第 129 条	Start Coordinator, Starter, Recallers スタートコーディネーターとスターター およびリコーラー
Rule 23 of the Competition Rules or CR23	Rule 130 第 130 条	Starter's Assistants 出発係
Rule 24 of the Competition Rules or CR24	Rule 131 第 131 条	Lap Scorers 周回記録員
Rule 25 of the Competition Rules or CR25	Rule 132 第 132 条	Competition Secretary, Technical Information Centre (TIC) 記録・情報処理員、テクニカル・インフォメーション・センター (TIC)
Rule 26 of the Competition Rules or CR26	Rule 133 第 133 条	Marshal マーシャル
Rule 27 of the Competition Rules or CR27	Rule 134 第 134 条	Wind Gauge Operator 風力計測員
Rule 28 of the Competition Rules or CR28	Rule 135 第 135 条	Measurement Judge (Scientific) 計測員 (科学)
Rule 29 of the Competition Rules or CR29	Rule 136 第 136 条	Call Room Judges 競技者係
Rule 30 of the Competition Rules or CR30	Rule 137 第 137 条	Advertising Commissioner 広告コミッショナー
Rule 31 of the Competition Rules or CR31	Rule 260 第 260 条	World Records 世界記録
Rule 32 of the Competition Rules or CR32	Rule 261 第 261 条	Events for which World Records are Recognised 世界記録が公認される種目
Rule 33 of the Competition Rules or CR33	Rule 262 第 262 条	Events for which World U20 Records are Recognised U20 世界記録が公認される種目
Rule 34 of the Competition Rules or CR34	Rule 263 第 263 条	Events for which World Indoor Records are Recognised 室内世界記録として公認される種目
Rule 35 of the Competition Rules or CR35	Rule 264 第 264 条	Events for which World U20 Indoor Records are Recognised U20 室内世界記録が公認される種目
Rule 36 of the Competition Rules or CR36	Rule 265 第 265 条	Other Records その他の記録
〔国内〕 Rule 37 of the Competition Rules or CR37	第 266 条	日本記録と公認記録
〔国内〕 Rule 38 of the Competition Rules or CR38	第 138 条	アナウンサー
〔国内〕 Rule 39 of the Competition Rules or CR39	第 139 条	公式計測員

【Technical Rules : 競技規則】

新条文番号	従前条文番号	条文名
Rule 1 of the Technical Rules or TR1	Rule 100 第 100 条	General 総則
Rule 2 of the Technical Rules or TR2	Rule 140 第 140 条	The Athletics Facility 陸上競技場
Rule 3 of the Technical Rules or TR3	Rule 141 第 141 条	Age and Sex Categories 年齢と性別

Rule 4 of the Technical Rules or TR4	Rule 142 第 142 条	Entries 申し込み
Rule 5 of the Technical Rules or TR5	Rule 143 第 143 条	Clothing, Shoes, and Athlete Bibs 服装、競技用靴、アスリートビブス
Rule 6 of the Technical Rules or TR6	Rule 144 第 144 条	Assistance to Athletes 競技者に対する助力
Rule 7 of the Technical Rules or TR7	Rule 145 第 145 条	Effect of Disqualification 失格
Rule 8 of the Technical Rules or TR8	Rule 146 第 146 条	Protests and Appeals 抗議と上訴
Rule 9 of the Technical Rules or TR9	Rule 147 第 147 条	Mixed Competition 男女混合の競技
Rule 10 of the Technical Rules or TR10	Rule 148 第 148 条	Surveying and Measurements 測量と計測
Rule 11 of the Technical Rules or TR11	Rule 149 第 149 条	Validity of Performance 記録の有効性
Rule 12 of the Technical Rules or TR12	Rule 150 第 150 条	Video Recording ビデオ記録
Rule 13 of the Technical Rules or TR13	Rule 151 第 151 条	Scoring 得点
Rule 14 of the Technical Rules or TR14	Rule 160 第 160 条	Track Measurements トラックの計測
Rule 15 of the Technical Rules or TR15	Rule 161 第 161 条	Starting Blocks スターティング・ブロック
Rule 16 of the Technical Rules or TR16	Rule 162 第 162 条	The Start スタート
Rule 17 of the Technical Rules or TR17	Rule 163 第 163 条	The Race レース
Rule 18 of the Technical Rules or TR18	Rule 164 第 164 条	The Finish フィニッシュ
Rule 19 of the Technical Rules or TR19	Rule 165 第 165 条	Timing and Photo Finish 計時と写真判定
Rule 20 of the Technical Rules or TR20	Rule 166 第 166 条	Seedings, Draws and Qualifications in Track Events トラック競技におけるラウンドの通過
Rule 21 of the Technical Rules or TR21	Rule 167 第 167 条	Ties 同成績
Rule 22 of the Technical Rules or TR22	Rule 168 第 168 条	Hurdle Races ハードル競走
Rule 23 of the Technical Rules or TR23	Rule 169 第 169 条	Steeplechase Races 障害物競走
Rule 24 of the Technical Rules or TR24	Rule 170 第 170 条	Relay Races リレー競走
Rule 25 of the Technical Rules or TR25	Rule 180 第 180 条	General Conditions – Field Events 総則－フィールド競技
Rule 26 of the Technical Rules or TR26	Rule 181 第 181 条	General Conditions –Vertical Jumps 総則－垂直跳躍
Rule 27 of the Technical Rules or TR27	Rule 182 第 182 条	High Jump 走高跳
Rule 28 of the Technical Rules or TR28	Rule 183 第 183 条	Pole Vault 棒高跳

Rule 29 of the Technical Rules or TR29	Rule 184 第 184 条	General Conditions –Horizontal Jumps 総則－水平跳躍
Rule 30 of the Technical Rules or TR30	Rule 185 第 185 条	Long Jump 走幅跳
Rule 31 of the Technical Rules or TR31	Rule 186 第 186 条	Triple Jump 三段跳
Rule 32 of the Technical Rules or TR32	Rule 187 第 187 条	General Conditions –Throwing Events 総則－投てき種目
Rule 33 of the Technical Rules or TR33	Rule 188 第 188 条	Shot Put 砲丸投
Rule 34 of the Technical Rules or TR34	Rule 189 第 189 条	Discus Throw 円盤投
Rule 35 of the Technical Rules or TR35	Rule 190 第 190 条	Discus Cage 円盤投用囲い
Rule 36 of the Technical Rules or TR36	Rule 191 第 191 条	Hammer Throw ハンマー投
Rule 37 of the Technical Rules or TR37	Rule 192 第 192 条	Hammer Cage ハンマー投用囲い
Rule 38 of the Technical Rules or TR38	Rule 193 第 193 条	Javelin Throw やり投
Rule 39 of the Technical Rules or TR39	Rule 200 第 200 条	Combined Events Competitions 混成競技
Rule 40 of the Technical Rules or TR40	Rule 210 第 210 条	Applicability of Outdoor Rules to Indoor Competitions 屋外競技規則の室内競技への適用
Rule 41 of the Technical Rules or TR41	Rule 211 第 211 条	The Indoor Stadium 室内競技場
Rule 42 of the Technical Rules or TR42	Rule 212 第 212 条	The Straight Track 直走路（室内）
Rule 43 of the Technical Rules or TR43	Rule 213 第 213 条	The Oval Track and Lanes 周回トラックおよびレーン（室内）
Rule 44 of the Technical Rules or TR44	Rule 214 第 214 条	Start and Finish on the Oval Track 周回トラックのスタートおよびフィニッシュ（室内）
Rule 45 of the Technical Rules or TR45	Rule 215 第 215 条	Seedings, Draw for Lanes in Track Events トラック競技におけるレーンの抽選（室内）
Rule 46 of the Technical Rules or TR46	Rule 216 第 216 条	Clothing, Shoes and Athlete Bibs 服装、競技用靴、アスリートビブス（室内）
Rule 47 of the Technical Rules or TR47	Rule 217 第 217 条	Hurdle Races ハードル競走（室内）
Rule 48 of the Technical Rules or TR48	Rule 218 第 218 条	Relay Races リレー競走（室内）
Rule 49 of the Technical Rules or TR49	Rule 219 第 219 条	High Jump 走高跳（室内）
Rule 50 of the Technical Rules or TR50	Rule 220 第 220 条	Pole Vault 棒高跳（室内）
Rule 51 of the Technical Rules or TR51	Rule 221 第 221 条	Horizontal Jumps 長さの跳躍（室内）
Rule 52 of the Technical Rules or TR52	Rule 222 第 222 条	Shot Put 砲丸投（室内）

Rule 53 of the Technical Rules or TR53	Rule 223 第 223 条	Combined Events Competitions 混成競技（室内）
Rule 54 of the Technical Rules or TR54	Rule 230 第 230 条	Race Walking 競歩競技
Rule 55 of the Technical Rules or TR55	Rule 240 第 240 条	Road Races 道路競技
Rule 56 of the Technical Rules or TR56	Rule 250 第 250 条	Cross Country Races クロスカントリー競技
Rule 57 of the Technical Rules or TR57	Rule 251 第 251 条	Mountain and Trail Races マウンテンレースとトレイルレース

2021 年度 日本陸上競技連盟競技規則修改正（案）

競技運営委員会
2021.2.13

（太字：修改正、追加、挿入 ~~修正前~~：削除 修正前&修改正：移動）

【CR：競技会規則】

新番号	従前番号	修正前	修改正
定義	§1	規則が適用される国際競技会	国際競技会定義【「定義」として別括り掲載】
CR8	§115	ITOs（国際技術委員）	ITOs（国際技術委員）と JTOs（日本陸連技術委員）
CR13	§120	競技会役員	競技会役員 〔国際〕 競技会の主催者および加盟団体は、競技会が開催される加盟団体の規則に従い、すべての競技役員を任命する。国際競技会定義 1.1、1.2、1.3 及び 1.6 の競技会の場合は、WA が定める規則および競技会が開催される加盟団体が定める規則および手順に従い、すべての役員を任命する。WA 規則に記載している競技役員リストは、主要国際競技会に必要と考えられる役員構成であり、主催者は地域の状況に応じてこれを変更してもよい。
CR16.1	§123	技術総務	技術総務 〔国内〕 4. 道路競技においては、コースの整備状況や設備、用器具の配置等が競技規則や競技会の技術的・組織的計画に従っていることを確認する。
CR18.5 グリーン	§125-5 グリーン	審判長	審判長 (7) リレー競技では、当該競技会のどのラウンドであっても、一人または複数のチームメンバーが受けたカードは、チームに対して示されたものとしてカウントする。このため、もし、リレーに出場している一人の選手がリレー競技の予選、決勝等のラウンドで2枚目のイエローカードを示されたのなら、当該リレー・チームはレッドカードを示されたことになり、失格となる。リレー競技で示されたカードは、リレー・チームに対してのみ効力があり、個別競技者単位としては無関係でこれをカウントしない。
CR23.2	§130-2	出発係 〔国内〕 800mを超えるレースではスタートラインに並べる。	出発係 〔国内〕 800mを超えるレースではスタートラインの後方約 1mのところに並べる。
CR25.4	§132-4	記録・情報処理員・TIC (略号表記：文章形式での表記)	記録・情報処理員・TIC (略号表記：一覧表形式での表記)
CR25.4 グリーン	§132-4 グリーン	記録・情報処理員・TIC …達成される。	記録・情報処理員・TIC …達成される。 ‘Y’ は競技者が怪我によって競技継続ができない場合、あるいは競技者がそれ以上競技を行わないと決めた場合に使用することを想定している。競技者が、それ以上競技を行う必要がないというケースは走高跳や棒高跳でよくあるが、他の選手による競技が続いている際には、TR25.17 に規定されている試技時間に影響があることに留意する必要がある。競技をやめる者が出ることにより、競技を続行している競技者の人数が3人、2人または1人と減り、適用する試技時間が変化する可能性があるためである。

			試技放棄（離脱）は混成競技にも関連があり、その後に行なわれるトラック競技の組数にも影響を与える可能性がある。 他のフィールド競技では、代替方法として、残り全ての試技の機会を「パス扱い（－）」とすることもできるが、競技者は後から気が変わることもあるので、‘r’ を記載することにより当該競技者がその後の試技を行わないという意味表示をしたことを明確にするものである。 CR6 の WA 解釈も参照のこと。
CR28	§135	計測員（科学） 〔注意〕 競技中に計測機器が正常に作動しているかを確認する必要がある場合、競技場所には検査済鋼鉄製巻尺を用意しておく。 〔国内〕 計測装置の動作確認には、JIS 規格1級認証品の鋼鉄製巻尺を使用する。	計測員（科学） 〔注意〕 計測機器の一連のチェックは当該機器を使用する次の競技が行われるまでの間に行う。競技中に正常に作動しないといった正当な理由がある場合には、競技中に計測機器のチェックを行うが、その際には通常は検査済鋼鉄製巻尺を使用せずにチェックを行う。 〔注釈〕 距離を測るチェックポイントにゴルフのティー等でマークしておき、速やかにチェックできるようにしておくといふ。 〔国内〕 1. 計測装置の動作確認には、JIS 規格1級認証品の鋼鉄製巻尺を使用する。 2. <u>競技中に計測機器が正常に作動しているかを確認する必要がある場合、競技場所には検査済鋼鉄製巻尺を用意しておく。</u>
CR31.3.5	§ 260-3 (e)	競技種目終了後、本規則および The Anti-Doping Regulations に基づいて実施されるドーピング検査に検体を提出すること。提出された検体は WADA 認定分析機関に送られ、分析される。Athletics Integrity Unit に送り返された分析結果は、記録公認手続きのために競技規則として提出を求めるその他の情報に加えられる。検査の結果、ドーピング規程に違反していたことが判明した場合、またはドーピング検査が実施されなかった場合、記録は公認しない。	競技者が世界新記録または世界タイ記録を樹立したら、競技終了後直ちにドーピング検査を受けなければならない。Anti-Doping Regulations（ドーピング防止規則・Appendix5－5.4.4a）で認められている事由以外での遅延は認められない。世界記録の承認のためのドーピング検査は、アンチドーピング規則に従って厳密に実施され、検体は収集後速やかに WADA 認定分析機関に送られ、分析されなければならない。400m 以上種目では、世界記録を承認するために収集された検体は、赤血球生成刺激剤（ESA）について分析されなければならない。 ドーピング検査に関連する文書（ドーピング管理フォームおよび対応する検査結果）は、入手次第、直ちに WA に送付するものとし、理想とすれば、記録申請の際に記載しなければならない世界記録申請書類一式と共に、競技開催日を含め 30 日以内に WA 事務局に発送されなければならない（CR31.6 参照）。ドーピング検査に関する書類は Athletics Integrity Unit において審査され、以下の場合には記録は公認しない。 a. ドーピング検査が実施されていない場合 b. ドーピング検査が競技規則またはアンチドーピング規則に従って実施されていない場合 c. ドーピング検査の検体が分析に適していない場合、または 400m 以上の競走競技で ESA の分析されていない場合 d. ドーピング検査によりアンチドーピング規則に違反していることが判明した場合
CR31.6	§ 260-6	WA への公式申請書は 30 日以内に記入し、WA 事務局に送付されなければならない。	WA への公式申請書は 30 日以内に記入し、WA 事務局に送付されなければならない。外国人選

			手または外国チームに関する申請書であれば、当該申請書のコピー当該外国人選手または外国チームの所属する加盟団体に対して、同じ期限内に送付されなければならない。
CR31.14.4 グリーン	§ 260-14 (d)		TR17.3 に違反したり、混成競技の個々の種目において TR39.8.3 で認められている不正スタート（1 回目の不正スタートの後の 2 回目以降のスタート）での記録は、世界記録としては公認されない。 (グリーン) TR31.14.4 のみを適用する場合は、TR17.4 に基づく例外は適用されないということを明確化する。
CR37	§266	日本記録と公認記録 国内記録のみが対象につき、〔国内〕第 266 条	日本記録と公認記録 国内記録のみが対象につき、〔国内〕CR37
CR38	§138	アナウンサー 国内のみの審判種別につき、〔国内〕第 138 条	アナウンサー 国内のみの審判種別につき、〔国内〕CR38
CR39	§139	公式計測員 国内のみの審判種別につき、〔国内〕第 139 条	公式計測員 国内のみの審判種別につき、〔国内〕CR39

【TR：競技規則】

新番号	従前番号	修正前	修正
TR4.3	§142-3	同時申込 競技者が、同時にトラック競技とフィールド競技あるいは 2 種目以上のフィールド競技に参加する時には、審判長は 1 ラウンドに一度、走高跳および棒高跳で各試技に一度、競技会に先立って決めた順序によらないで、その試技を許すことができる。もし、競技者がその後の特定の試技に不在の時、その試技時間が過ぎれば、パス扱いとなる。	同時申込 競技者が、同時にトラック競技とフィールド競技あるいは 2 種目以上のフィールド競技に出場している場合には、審判長は 1 ラウンドに一度、走高跳および棒高跳では各試技に一度、競技会に先立って決めた順序によらないで、その試技を許すことができる。もし、競技者がその後の 試技を行うべき順序の際に 不在の時、その試技時間が過ぎれば、パス扱いとなる。
TR4.3 グリーン	§142-3 グリーン	同時申込 …代替試技が与えられた場合には、通常では試技順の変更は行われない]。	同時申込 代替試技が与えられた場合には、通常では試技順の変更は行われない]。 TR4.3 と 26.2 において、高さを競う跳躍ではある高さを 1 回目または 2 回目の試技でクリアした場合には、同じ高さの 2 回目または 3 回目を跳躍することはできないとしているが、子供や学校の大会のように競技者のレベルが高くない場合には、同じ高さの 2 回目または 3 回目の試技を選択できるように規則を変更してもよい。
TR5.2	§143-2	競技用靴 競技者は、裸足でも、また片足あるいは両足に靴を履いて競技をしてもよい。競技の時靴を履く目的は、足の保護安定とグランドをしっかり踏みつけるためである。靴は、競技者に不公平となる助力や利益を与えるものであってはならない。 靴はどのようなものであっても、陸上競技の普遍的精神に合致し合理的かつ無理なく入手できるものでなくてはならない。 この要件を満たすため、2020年4月30日以降、靴はいかなるものであっても、当該競技会の少なくとも 4 か月前には店舗またはオンラインショップ等にて市販され、どの競技者でも購入が可能になっていなければ競技会では使用できない。この要件を満たさない靴はすべて試作品とみなされ、競技会では使用できない。	競技用靴 競技者は、裸足でも、また片足あるいは両足に靴を履いて競技をしてもよい。競技の時、靴を履く目的は、足の保護安定とグランドをしっかり踏みつけるためである。靴は、競技者に不公平となる助力や利益を与えるものであってはならない。靴はどのようなものであっても、陸上競技の普遍的精神に合致し合理的かつ無理なく入手できるものでなくてはならない。この要件を満たすため、 2020 年 1 月 31 日以降に新たに販売された靴には移行に関する規則（〔注意〕 ii）も適用される。2021 年 8 月 9 日以降に販売された靴はいかなるものであっても、〔注意〕 ii (a) で示されている the Athletic Shoe Availability Scheme で入手可能でなければ、競技会では使用できない。 Development Shoe（開発段階の試作シューズ・後記(4)参照）または同様の靴の使用について

TR5.2.1	(a)	本項に定められた基準を満たす靴を医療上の理由や芸術美的な観点から、個々の競技者に合わせて改良することは認められる。個々の競技者の足や要望に合わせて作られた靴は認められない。	は、移行に関する規則（〔注意〕 ii）の要件を満たすこと。 TR5 に定められた基準を満たす靴を、個々の競技者の足の特徴に合わせて改良することは認められる。しかしながら、個々の競技者の足や要望に合わせて、唯一無二のものとしてオーダーメイドされた靴（既製品とは異なり、他に存在しないもの）は認められない。
TR5.2.2	(b)	WA はある種の靴または特定の技術が競技規則とその精神に反している可能性があると考えられる理由がある場合、詳細な調査のために靴または技術について問い合わせることができ、調査結果が判明するまではそのような靴または技術の使用を禁止することができる。 〔注意〕 競技者がそれまでに国際競技会で使用したことのない靴を履くことを検討する場合、国際競技会の少なくとも4か月前に、競技者（またはその代理人）は WA に対して、当該靴の仕様（サイズ、寸法、靴底厚、構造など）、使用する新しい靴を何らかの方法で改良しているかどうか、新しい靴の店舗またはオンラインショップでの市販状況等入手可能性に関する情報を提供しなければならない。この情報を確認した後、WA はさらに調査するために、靴のサンプルを製造元から提出するよう求めることができる。靴のさらなる調査が必要な場合、WA は合理的な努力を尽くして、可能な限り早く検査を完了する（可能であれば、WA が靴を受け取ってから30日以内）。	WA はある種の靴または特定の技術が競技規則とその精神に反している可能性があると考えられる理由がある場合、詳細な調査のために靴または技術について問い合わせることができ、調査結果が判明するまではそのような靴または当該靴に用いられている技術の使用を禁止することができる。 〔注意〕 i 競技者がそれまでに国際競技会で使用したことのない靴を履くことを企図する場合、国際競技会の少なくとも4か月前に、競技者（またはその代理人）は、WA に対して当該靴の仕様（サイズ、寸法、靴底厚、構造など）、使用する新しい靴を何らかの方法で改良しているかどうか、新しい靴の店舗またはオンラインショップでの市販の状況等入手可能性に関する情報を提供しなければならない。この情報を確認した後、WA はさらに調査するために、靴のサンプルを製造元から提出するよう求めることができる。靴のさらなる調査が必要な場合、WA は合理的な努力を尽くして、可能な限り早く検査を完了する（可能であれば、WA が靴を受け取ってから30日以内とする）。 ii 2020年1月31日から2021年8月8日までを移行期間とする。この〔注意〕iiは、2020年7月15日、WA カウンシルが「競技用靴に関するワーキンググループ (a Working Group on Athletic Shoes)」を設置し、靴製造メーカーと協力して検討し、2020年末までに TR5 を靴に適用することを承認したことから設けられた。 次の注記(a)～(t)は、2021年8月8日までのすべての靴（特に明記されていない限り、ロード競技、クロスカントリー競技、トラック競技、フィールド競技で着用する靴とする）に対してこの TR5 を実際に適用するにあたり、すべての利害関係者のガイドラインとする。靴について規定している TR5 は、国際大会および加盟団体が認可した、当該規則や規定を適用することを決めた大会に適用する。 (a) 2020年1月31日以降に販売され、2020年7月28日の時点で TR5.13 の要件を満たすことが WA によって既に確認されている新しい靴は、すぐに使用することができる（「承認済靴」）。 2020年7月28日以降、WA が書面で特別に定めない限り、後記(n)から(r)にあるように、新しいロードシューズは the Athletic Shoe Availability Scheme を通じて入手可能になっていなければならない。開発段階の試作シューズまたは同様の靴の使用については、後

			記(f)～(t)に記載している。 (b) 2020年7月28日以降、エリート競技者が新しい靴の着用を企図した場合、その競技者（またはその代理人）は、当該靴の仕様（サイズ、寸法、靴底厚、構造など）、新しい靴を何らかの方法で改良しているかどうか、開発段階の試作シューズまたは同様の靴として使用することを意図しているかどうかの情報をWAに提出しなければならない。 この情報を確認した後、WAは、さらに調査するために新しい靴のサンプルを靴製造メーカーから提出するよう求めることができる。靴の更なる調査が必要となった場合、WAは、合理的な努力を尽くして、可能な限り早く検査を完了する（可能であれば、WAが新しい靴を受け取ってから30日以内とする）。 靴は使用する前に、TR5.13の要件を満たしていることをWAによって承認されていなければならない。 (c) 2020年7月28日以降、エリート競技者が指定国際競技会で新しいロードシューズの着用を企図した場合、後記(f)～(t)に記載された開発段階の試作シューズまたは同様の靴を除き、上記(b)に従って当該靴の使用が承認されていれば、その競技者（またはその代理人）は、靴製造メーカーによって新しい靴が the Athletic Shoe Availability Scheme で利用できるようになっていることが確認できる情報を、WAに提出しなければならない。 (d) 上記(b)および(c)を適用することを条件として、2020年7月28日以降に発売された新しい靴は着用できるが、ロードシューズの場合は the Athletic Shoe Availability Scheme の適用対象となる。また、開発段階の試作シューズまたは他の同様のタイプの靴については、後記(f)～(t)が適用される。 (e) TR5.2の冒頭の段落、TR5.2.1、5.3、5.4、5.6および5.13は、この注記で説明されている移行期間のみ適用される。 (f) 「開発段階の試作シューズ」とは、購入可能になる前段階の安全性や性能などに問題がある靴を意味する。購入できるようになる前にスポーツ用品メーカーが市場に投入するために開発中で、靴のテストを行うことに同意している当該メーカーが後援している競技者とテストを行っている靴である。 (g) 開発段階の試作シューズは、ワールド・アスレティック・シリーズおよびオリンピックで着用することは認められない。 (h) 開発段階の試作シューズは、購入可能である必要はなく、the Athletic Shoe Availability Scheme で利用できる必要はない。但し、初めて着用される前に以下の条件を満たす必要がある。 i. 競技者（またはその代理人）は、上記(b)に従って靴の仕様書をWAに提出し、WAから要求された場合は、必要に応じて靴を切断することを含む、さらなる検査のために開発段階の試作シューズのサンプルを提出しなければならない。 ii. スポーツ用品メーカーが開発段階の試作シューズの最終バージョンを購入可能となる
--	--	--	---

		予定の最終期日を確定している。ロードシューズについては、the Athletic Shoe Availability Scheme の要件を満たしていなければならない。 iii. 上記(h) ii. で言及している期日は、開発段階の試作シューズを初めて着用してから 12 か月以内でなければならない。開発段階の試作シューズは、この期間内でしか着用できない。 iv. 競技者（またはその代理人）は、12 か月以内に開発段階の試作シューズを着用することを企図している最初およびその後のすべて競技会の日付及び競技会名を含むリストを WA に提出する。競技者（またはその代理人）は、当該リストに変更があった場合は WA に通知しなければならない。 v. 競技者（またはその代理人）は、開発段階の試作シューズが TR5 の要件を満たし競技で使用するのを、事前に書面によって WA から承認を受けていなければならない。 (i) すべての規則や規程 (TR5 およびこれらの注記を含む) を順守していることを条件として、開発段階の試作シューズを履いた競技者によって達成された記録は有効とする。当該靴を使用した競技終了後、WA から要求された場合は必要に応じて靴を切断することを含む、さらなる検査のために開発段階の試作シューズのサンプルを提出しなければならない。 (j) WA は、開発段階の試作シューズの着用可能開始日と承認の有効期限を記載した、承認済み開発段階の試作シューズのリストを Web サイトで随時公開する。スポーツ用品メーカーに属する技術情報や専有情報は公開されない。 (k) 上記 (h) iii. で指定された有効期限が過ぎるか期限までに開発段階の試作シューズの使用を終了した場合、当該靴は開発段階の試作シューズとしての資格を失い、着用することはできない。当該靴は有効期限後に承認済みリストから削除されるか、使用中中止日以降は着用できなくなるが、すべての規則や規程 (TR5 およびこれらの注記を含む) を順守していることを条件として、開発段階の試作シューズを着用した競技者によって達成された記録は引き続き有効とする。 (l) スポーツ用品メーカーが i. 開発段階の試作シューズの開発を継続せず、その後購入可能になることもなく、the Athletic Shoe Availability Scheme の要件を満たさない場合には、WA は当該靴の開発中止に関する詳細情報をスポーツ用品メーカーに要求する権利を留保する。 ii. 開発段階の試作シューズがパフォーマンステストや安全性テストに合格するなどして最終バージョンの作成に進むには、WA から開発段階の試作シューズが新しい靴として認められ、書面による承認を受ける必要がある。開発段階の試作シューズは、TR5 に定められた要件を満たし、新しい靴の場合は、上記 (g) ~ (i) に記載されている the Athletic Shoe Availability Scheme に関する追加要件を満たす必要がある。
--	--	--

			(m) WA は、競技者やスポーツ用品メーカーが開発段階の試作シューズに関する条文または精神に反して行動していることを確認した場合、以下を含み、これに限定されない措置を講じる権利を留保する。 i. スポーツ用品メーカーに既に与えている開発段階の試作シューズの承認を取り消す。 ii. 承認済みリストから承認済みの他の開発段階の試作シューズを削除する。 iii. 以降の、スポーツ用品メーカーによる競技者が開発段階の試作シューズの着用することの承認申請を合理的な期間保留する。 (n) The Athletic Shoe Availability Scheme は、指定国際競技会に参加する競技者が競技用靴を確実に購入できるようにすることを目的とする。現在のスキーム（枠組み）で取り扱う靴は、ロードシューズに特化している。できるだけ多くの競技者が靴を受け取る機会を得るために、特定のワールド・アスレティックス・シリーズまたはオリンピックにソリダリティ枠や招待枠で出場する競技者に対して靴を提供する、別の solidarity scheme を確立する予定である。 (o) The Athletic Shoe Availability Scheme は以下のように定義する。 ・「購入可能」とは、スポーツ用品メーカーが独自に決めた、スポーツ用品メーカーの販売チャネルを通じて競技者が靴を購入できること。販売チャネルには、小売（実店舗）、ブランドの Web サイトまたはアプリ、および e コマースが含まれる。 ・「オーダーメイドの靴」とは、1 人特定の競技者のために特別にオーダーメイドされた靴（即ち、その種類の靴のみ）であり、他の者は購入が不可能な靴のこと。 ・「カスタマイズされた靴」とは、購入可能な既存の小売されている靴または新しい靴で、TR5.2.1 に従って特定の競技者の足の特性に合うようにカスタマイズされた靴のこと。カスタマイズによって TR5 で定める技術的要件の範囲外になることはない。 ・「指定国際競技会」とは、世界陸上競技選手権、世界陸上ハーフマラソン選手権（世界陸上ロードランニング世界選手権）、オリンピック、世界陸上プラチナラベルロードレースのこと。 ・「既存の小売靴」とは、TR5 の要件を満たしている、または満たしていると見なされ、購入可能である、または購入可能であった靴のこと。 ・「新しい靴」とは、TR5 の要件を満たし、指定国際競技会でスポーツ用品メーカーが支援または後援する競技者が初めて着用する靴であり、開発段階の試作シューズではない靴のこと。（上記(f)）。 (p) 競技者が指定国際競技会で新しい靴（ロードシューズのみ）の着用を企図する場合、新しい靴（ロードシューズ）は、着用を企図している指定国際競技会が開催される初日の 1 か月前までに購入可能となっていなければならない。購入可能であるとは、新しい靴（ロードシューズ）の在庫（各種サイズを含む）や製造スケジュールも考慮される。新しい靴（ロードシュー
--	--	--	--

			ズ) が売り切れの場合、新しい靴 (ロードシューズ) の購入を希望する競技者は、新しい靴の再入庫を待つか、購入可能な代替の新しい靴を購入することができる。 (q) 上記(c)に従い競技者(またはその代理人)は、新しい靴 (ロードシューズ) が購入できる場所と購入方法を WA に通知しなければならない。WA はこの情報を加盟団体と競技者に配布するか公開する。WA は競技者 (またはその代理人) に対し、書面による要求に応じて、新しい靴 (ロードシューズ) が購入可能であるとの根拠をスポーツ用品メーカーから提出するように求めることができる。スポーツ用品メーカーがその求めに対応できない場合、WA はスポーツ用品メーカーが新しい靴 (ロードシューズ) が購入可能であることを示す要求した根拠を提出するまで、新しい靴 (ロードシューズ) の承認を取消す。 (r) カスタマイズされた靴は TR5.2.1 に従って承認されたものであり、「ベースとなる小売されている靴のモデルが購入可能」という定義から、当該靴が購入可能である必要はなく、the Availability Scheme の対象にする必要もない。上記(b)にあるように、靴をカスタマイズする計画がある場合、WA に対しカスタマイズの仕様書と、更なる調査のために靴を提出する必要がある。 (s) TR5.2.1 に従い、オーダーメイドの靴またはその他同様の種類の靴の着用は認めない。 (t) 規則および規程に従い、WA は結果を「未認定」(「UNC TR5.5」)として分類するか、TR5 に違反した場合に競技者の記録を無効と宣言する権利を留保する。
TR5.3	§143-3	スパイクの数 競技用靴の靴底および踵は、11 本以内のスパイクを取りつけられる構造とする。11 本以内であればスパイクは何本でもよい。	スパイクの数 競技用靴の靴底 (踵の下靴底を含む) は、11 本以内のスパイクを取りつけられる構造とする。11 本以内であればスパイクは何本でもよい。
TR5.4	§143-4	スパイクの寸法 …もしくは競技場管理者がより小さい寸法の上限を設けている場合は、これを適用する。	スパイクの寸法 …もしくは競技場管理者がより小さい寸法の上限を設けている場合や特定の形状のスパイクの使用を認めていない場合は、これを適用する。
TR5.5	§143-5	靴底と踵 靴底または踵には、うね、ぎざぎざ、突起物などがあってもよいが、これらは、靴底本体と同一もしくは類似の材料で作られている場合に限る。 走高跳と走幅跳における靴底の厚さは13mm以内、走高跳の踵の厚さは19mm以内でなければならない。本条13項により、その他の種目における靴底と踵はどのような厚さでもさしつかえない。	靴底と踵 靴底 (踵の下靴底を含む) には、うね、ぎざぎざ、突起物などがあってもよいが、これらは、靴底本体と同一もしくは類似の材料で作られている場合に限る。靴底の最大の厚さは TR5.13 に定める。
TR5.5 〔注意〕	§143-5 〔注意〕	iii 本条で規定している靴底の最大厚は、標準的な事例としてユニセックスサイズ42 (EUR) (=26.0cm) の靴底の厚さに基づいている。	iii 本条で規定している靴底の最大厚は、標準的な事例としてユニセックスサイズ 42 (EUR) (=26.5~27.0cm) の靴底の厚さに基づいている。

TR5.10	§143-10	アスリートビブス 〔国内〕 ii. アスリートビブス（ビブス）の大きさは、横 24 cm 以内×縦 20 cm 以内とし、数字の大きさは縦最低 6 cm～最高 10 cmとする。腰ナンバー標識は 18 cm×12 cmを標準とする。 iii. アスリートビブス（ビブス）上部の広告（スポンサー名）は、縦 6 cm以内、横 24 cm以内とする。 iv. アスリートビブス（ビブス）の広告は、男女別に分けることができる。 v. アスリートビブス（ビブス）の下部の大会名は、縦 4 cm以内とする。	アスリートビブス 〔国内〕 ii. アスリートビブス（ビブス）の大きさは、横 24 cm 以内×縦 16 cm 以内とし、個人を識別する文字や数字等の大きさは縦最低 6 cm～最高 10 cmとする。腰ナンバー標識は 18 cm×12 cmを標準とする。 〔注意〕 競技会毎にビブスを作成する場合は、2021 年 4 月から新規格のものを使用する。但し、以下のような場合は 2023 年 3 月末まで旧規格（横 24cm 以内×縦 20cm 以内）の使用は可とする。 ・中体連・高体連等で 3 年間、同一番号のビブスを使用している場合、在校生（2021 年 4 月から 2 年生以上）の卒業まで（最長 2 年間）。 ・2021 年 4 月からの 1 年生は新規格のビブスを使用する。 ・加盟団体に大量に旧規格の在庫がある場合。 iii. アスリートビブス（ビブス）上部の広告（スポンサー名）は、縦 6 cm以内、横 24 cm以内とする。 iv. アスリートビブス（ビブス）の広告は、男女別および種目別に分けることができる。 v. アスリートビブス（ビブス）の下部の大会名等は、縦 4 cm以内とする。
TR5.13	§143-13	猶予 WA による書面での追加通知があるまで、競技会で使用される靴は	猶予 WA による書面での追加通知があるまで、競技会で使用される靴は
TR5.13.1	(a)	本項 (b) が遵守され、靴の全長または靴の長さの一部のみかどうかにかかわらず、炭素繊維または同様の特性を持つ、または同様の効果をもたらす別の材料で作られた複数の剛性プレートまたはブレードを含んではならない。	TR5.13.2 が遵守される場合を除き、靴の全長または靴の長さの一部のみかどうかにかかわらず、炭素繊維または同様の特性を持つ、または同様の効果をもたらす別の材料で作られた複数の剛性プレートまたはブレードを含んではならない。
TR5.13.2	(b)	スパイクを靴の外側下面に取り付ける場合にのみ、1 つの剛性プレートまたは他の機構を追加することができる。	スパイクを靴の外側下面に取り付ける場合にのみ、1 つの剛性プレートまたは他の機構を追加することができる。
TR5.13.3	(c)	靴底は最大厚さ 40mm 以下でなければならない（スパイクを含む靴は、靴底の厚さは最大 30mm 以下でなければならない）。 〔注意〕 i. 靴底の厚さの測定については本条5項参照。 ii. 本項 1 号の「1 つの剛性プレートまたはブレード」は、複数のパーツで構成される場合があるが、それらのパーツは、平行ではなく（例：個々のパーツは互いに上に積み重ねない）、1 つの平面に連続して配置しなければならない。	靴底の最大の厚さは、以下の表に記載されたものでなければならない。（表は別添） 〔注意〕 i. TR5.13.1 の「1 つの剛性プレートまたはブレード」は、複数のパーツで構成される場合があるが、それらのパーツは、平行ではなく、1 つの平面に連続して配置しなければならない（例：個々のパーツは互いに上に積み重ねない）。
TR6.3	§ 144-3	競技者に対する助力 この規則の目的から下記については、助力とみなし許可しない。	競技者に対する助力 この規則の目的から下記のような場合は、助力とみなし許可しない。
TR6.3.3	(c)	第 143 条で認められた靴を除き、本規則で規定された用具では達成できない有利さを使用者に提供する装置の使用。	TR5 に準拠する靴を除き、本規則で指定された、あるいは認められた機器を使用して得ることができると考えられる効果以上の利益を使用者に提供する技術や装置を使用すること。
TR6.3.4	§ 144-3 (d)	何らかの機械的補助を利用すること。ただし、そうした補助を使用していない他の競技者よ	何らかの機械的補助を利用すること。ただし、そうした補助を使用していない他の競技者よりも

		りも有利にならないことを、 その競技者が必然性のある理由で説明できる場合を除く。	有利にならないことを、 合理的に疑いなく説明できる場合を除く。
TR6.4	§ 144-4	競技者に対する助力 この規則の目的から下記については、助力とはみなさず許可する。	競技者に対する助力 この規則の目的から 下記の場合 は、助力とはみなさず許可する。
TR6.4.8	(h)	電子掲示や類似の器具による、関連する記録も含めた競技の経過時間の提示。	電子ライトや類似の器具による、レースの進行時間や関連する記録の提示。
TR11.3 グリーン	§ 149-3	WA は、競技者が混成競技で参加標準記録を達成したかどうかを決定する目的を例外として決定した。風速が測定される種目において…	WA は競技者が混成競技で参加標準記録を達成したかどうかを 判断することのみ を目的として、 以下を例外的に決めている。 風速が測定される種目において…
TR17.5 グリーン	§ 163-5 グリーン		800m競走および該当するリレー種目で使用するブレイクラインのマーカ―は 50 mm×50 mmで高さ 150 mm以下でなければならない。 CR25.4 で失格の理由を明確にするために、以下のように記載する。 (a) 競技者が TR17.3 に違反し、ラインの上や内側を踏んだ。 (b) 競技者が TR17.5 に違反し、ブレイクラインの手前やグループスタートで決められた位置の手前で内側を走った。
TR19.8	§ 165-8	各レースの第1着の時間および記録のために計時すべき他の競技者の時間は、3人の任命された計時員（そのうち1人は計時員主任）と1～2人の予備に任命された計時員が計時する。（混成競技では第200条8(b)参照）予備計時員の時間は、1～2人の任命された計時員が適切な計時に失敗した場合に事前に決めた順序によって採用され、いつの場合でも3個の時計で時間を記録する。	各レースの1着ならびに記録のために計時すべき他の競技者の時間は、3人の任命された計時員（そのうち1人は計時員主任）と1～2人の予備に任命された計時員（予備計時員）が計時する。（混成競技についてはTR39.8.2参照）。予備計時員によって記録された時間は、1～2人の任命された計時員が適切な計時に失敗した場合にのみ、事前に決めた順序により採用される。 どのような場合でも1着の時間は3個の時計で記録する。
TR19.24.5	§ 165-24 (e)	トランスポンダーシステム 〔注意〕 公式の時間は信号器のスタート合図（または同期したスタート信号）から競技者がフィニッシュラインに到達するまでの時間である。ただし、非公認ではあるが、競技者がスタートラインを通過してからフィニッシュラインに到達するまでの時間を知らせることができる。	トランスポンダーシステム 〔注意〕 公式の時間は信号器のスタート合図（または同期したスタート信号）から競技者がフィニッシュラインに到達するまでの時間（ グロスタイム ）である。ただし、非公認ではあるが、競技者がスタートラインを通過してからフィニッシュラインに到達するまでの時間（ ネットタイム ）を知らせてもよい。 〔注釈〕 大会主催者はネットタイムを参加標準記録の資格記録として扱ったり、エリートカテゴリーの競技者を除くランナーの順位付け等に活用してもよい。
TR22.6 グリーン	§ 168-6 グリーン	…リード脚と抜き脚の両方に適用される。 ハードルを蹴り倒しても、そのことだけでは失格とはならない。 多くの競技者は、後足を抜くときにバーの上部に当たってハードルを倒している。意図的にハードルをノックダウンする（例えば、競技者がハードルに近づきすぎたとき）と違反となる。審判長は、各競技者がすべてのハードルを越えなくてはならない（go over）と定める規則第168条7の重要な要件を逸脱し、競技者の行為は、ハードルを意図的に倒したという事実と同意しなければならない。最も明白な意図的に倒したといえる例は、競技者が手を使っている場合である。他の例では、足や太腿の裏が意図的に使われているように見える場合、審判長は、そうした行為が意図的	…リード脚と抜き脚の両方に適用される。 ハードルを蹴り倒しても、そのことだけでは失格とはならない。 以前の「故意にハードルを倒す」という規則は削除された。TR22.6.2では審判長によって考慮される、より客観的な要素に変更された。わかりやすい事例として、競技者が「手を使う」といっても、ハードルを駆け抜ける際に胸のそばに手があるということもある。また、「振り上げ脚の上側」は膝だけでなく、振り上げ脚の前側を意味している。 注意との関連では、…

		であり、規則の意図に違反しているという、強い確信を持たなければならない。競技者がハードルをクリアする際に十分な高まで抜き足を上げず、その結果として蹴り倒してしまう例は、意図的と判断されることがある。 注意との関連では、…	
TR23.2	§ 169-2	障害物競走 3,000m競走は、障害物を 28 回と水濠を 7 回越えなければならない。また、 <u>2,000m競走では、障害物を 18 回と水濠を 5 回越えなければならない。</u>	障害物競走 3,000m競走は、障害物を 28 回と水濠を 7 回越えなければならない。 <u>スタートラインから最初の 1 周に入るまでの間には、障害物を置かない。競技者が最初の 1 周に入るまでにあるその他の周で使用される障害物は、その間移動しておく。</u>
TR23.3	§ 169-3	障害物競走 障害物競走では、フィニッシュラインを初めて通過してから各周に 5 個の障害物があり、その 4 番目に水濠を越す。障害物は均等距離に置く方がよい。すなわち障害物間の距離は、1 周の長さの約 5 分の 1 とする。 〔注意〕 <u>±WA 陸上競技施設マニュアルに示すように、フィニッシュラインの前後で安全のために十分なだけ障害物やスタートラインからの距離や次の障害物までの距離を確保するため、障害物の間隔の調整が必要な場合がある。</u> <u>ii 2,000m競走で、トラックの内側に水濠がある場合、5 個の障害物すべてが設置された周回は、スタート後フィニッシュラインを 2 回通過した第 2 周目からとする。</u> 〔国内〕 <u>1. 2,000m競走では、水濠は 1 周目の 2 番目の障害物とし、つぎの周からは 4 番目の障害物とするのがよい。</u> 2. <u>トラックの内または外側の地域に水濠を設置することによって、1 周の距離を延ばしたり縮めたりすることができる。1 周の正確な長さを定めたり、水濠の位置を正確には明記できない。</u> 3. <u>3,000m競走では、競技者が混雑しないようにスタートラインから最初の障害物まで 70m 以上とする。9 レーンのトラックで水濠がトラックの外側に設置されている競技場においては、この距離を確保するためスタートラインから最初の障害物までを 70m とし、全競技者が第 1 障害物を通過した後、この障害物を等間隔の位置に置き換える。</u>	障害物競走 障害物競走では、フィニッシュラインを初めて通過してから各周に 5 個の障害物があり、その 4 番目に水濠を越す。障害物は均等距離に置く方がよい。すなわち障害物間の距離は、1 周の長さの約 5 分の 1 とする。 〔注意〕 WA 陸上競技施設マニュアルに示すように、フィニッシュラインの前後で安全のために十分なだけ障害物やスタートラインからの距離や次の障害物までの距離を確保するため、障害物の間隔の調整が必要な場合がある。 〔国内〕 1. <u>トラックの内または外側の地域に水濠を設置することによって、1 周の距離を延ばしたり縮めたりすることができる。1 周の正確な長さを定めたり、水濠の位置を正確には明記できない。</u> 2. <u>3,000m競走では、競技者が混雑しないようにスタートラインから最初の障害物まで 70m 以上とする。9 レーンのトラックで水濠がトラックの外側に設置されている競技場においては、この距離を確保するためスタートラインから最初の障害物までを 70m とし、全競技者が第 1 障害物を通過した後、この障害物を等間隔の位置に置き換える。</u>
TR23.4	§ 169-4	障害物競走	障害物競走 2,000m競走は、障害物を 18 回と水濠を 5 回越えなければならない。 <u>最初の障害物は、周回の 3 番目の障害物の位置とする。それよりも手前にある障害物は、最初に競技者が通過するまでは設置しない。</u> 〔注意〕 <u>2,000m競走で、トラックの内側に水濠がある場合、5 個の障害物すべてが設置された周回は、スタート後フィニッシュラインを 2 回通過した第 2 周目からとする。</u> 〔国内〕 <u>2,000m競走では、水濠は 1 周目の 2 番目の障害物とし、つぎの周からは 4 番目の障害物とするのがよい。</u>

TR23.7 TR23.7.1	§ 169-7 (a)	障害物競走 …、次のことをすると失格となる。 水濠の外側に着地したとき	障害物競走 …次のことをすると失格となる。 水濠のある場所で、水濠以外の地面を踏んだとき（水濠の右側・左側を問わない）
TR24.7	§ 170-7	リレー競走 …、競技者の身体の位置ではない。	リレー競走 …、競技者の身体の位置ではない。 テイク・オーバー・ゾーン外でのバトンの受け渡しは、失格となる。
TR24.8	§ 170-8	リレー競走 …適用されない。 但し、自分のレーンの外を走ったり、外で立ち止まったりすることによって、バトンを渡し終えた競技者が、 自分の位置やレーンの外を走ること で故意に他のチームの競技者を妨害したときは、第 163 条 2 が適用される。	リレー競走 …適用されない。 但し、自分のレーンの外を走ったり、外で立ち止まったりすることによって、バトンを渡し終えた競技者が他のチームの競技者を妨害したときは、TR17.2 が適用される。
TR24.22 (新規)	—	リレー競技	リレー競技 この規則によらないでリレー競走を行う場合には、関連する各種規則や適用方法を決めなければならない。
TR25.3.2	§ 180-3 (b)	マーカー サークルから行う投てき競技ではマーカーを 1 個だけ使用することができる。このマーカーはサークルの直後あるいはサークルに接して置くことができる。マーカーは…	マーカー サークルから行う投てき競技ではマーカーを 1 個だけ使用することができる。このマーカーはサークルの直後あるいはサークルに接して置くことができるが、 線上や着地場所に置くことはできない。 マーカーは…
TR25.6 グリーン	§ 180-6	試技順と試技	試技順と試技 競技者が自分の意思により、あるいは CR6 により競技を途中で止めた場合、当該競技者はその競技のその後の試技を行うことはできない。例えば高さを競う跳躍競技での 1 位決定のためのジャンプオフや、混成競技でのそれ以降の種目には出場できない。
TR28.2 グリーン	§ 183-2	棒高跳	棒高跳 (e) 競技者が試技を行った後、その試技が成功失敗の関わらず、ボックスの位置に戻り、ポールをボックスの中に差し込んで跳躍する際の自分の位置をチェックするという習慣がある。この行為は TR25.8 に従い、次の競技者が試技を開始するまでに行うか、競技の実施を遅らせない限り許される。
TR29.3 TR30.1 他	§ 184-3 § 185-1 他	踏切板 走幅跳（三段跳び） 無効試技の定義 適用時期 〔国際〕 2020.11.1～ 〔国内〕 2021. 4. 1～	踏切板 走幅跳（三段跳び） 無効試技の定義 適用時期 〔国際〕 2021.11.1～ 〔国内〕 2022. 4. 1～
TR30.1 (a)	§ 185-1 (a)	〔国際〕 2020.11.1～ 〔国内〕 2021. 4. 1～ 競技者が踏切を行う際、跳躍しないで走り抜ける中で、あるいは跳躍の動きの中で、身体のどこかが踏切線の先の地面（粘土板を含む）に触れた時。	〔国際〕 2021.11.1～ 〔国内〕 2022. 4. 1～ 競技者が 踏切る際 、跳躍しないで走り 抜けた り、あるいは跳躍の動きの中で 踏切足 または 踏切足の靴のどこかが、踏切板または地面から離れる前に踏切線の垂直面より前に出た時。
TR34.1	§ 189.1	円盤投 円盤の胴体は、…金属板なしで円盤をつくってよい。縁の円弧の始まるところから、円盤の中心より 25 mm～28.5 mm の円周にいたる円盤の両面は直線で傾斜させる。 円盤の断面は、…	円盤投 円盤の胴体は、…金属板なしで円盤をつくってよい。 円盤の両面は同一であり、くぼみや突起がなく、縁が鋭利なものであってはならない。 縁の円弧の始まるところから、円盤の中心より 25 mm～28.5 mm の円周にいたる円盤の両面は直線で傾斜させる。 円盤の断面は、…

TR35.4 TR37.5	§ 190-4 § 192-5	円盤投囲い ハンマー投囲い …。網目の大きさは鋼製ワイヤーの場合は 50 mm、紐でつくられた場合は 44 mm とする。	円盤投囲い ハンマー投囲い …。網目の大きさは鋼製ワイヤーの場合は 50 mm、紐でつくられた場合は 44 mm (〔国際〕最大 45 mm) とする。
TR39.8.5	§ 200-8	混成競技	混成競技 混成競技での試技順や最終種目のレーン順は、技術代表または混成審判長が望ましいと判断した場合には、変更することができる。それ以外の種目の試技順やレーン順は抽選により決める。

上記以外に、

- ・項番付記体系を WA 新体系にあわせて変更（並び替え）した箇所あり。
- ・国際適用と国内適用が判別しやすいように、これまでの内容は変えずに表記を〔国際〕〔国内〕で別立て表記にした箇所あり。それに伴い、記載場所を同一条文番号内で前後に動かした箇所あり。
- ・グリーンテキストについては、より分かりやすい文章に再翻訳した箇所あり。英文から既に削除されているものは日本語でも削除。

TR5.13.3 表

種目	靴底の最大の厚さ (TR5.5、TR 5.13.3)	要件・備考
フィールド種目 (除：三段跳)	20mm	全投てき種目と高さを競う跳躍種目および三段跳を除く長さを競う跳躍種目に適用。 全フィールド種目で、靴の前の部分の中心点の靴底の厚さは、踵の中心点の靴底の厚さを超えてはならない。
三段跳	25mm	靴の前の部分の中心点の靴底の厚さは、踵の中心点の靴底の厚さを超えてはならない。
トラック種目 (ハードル種目を含み、800m未満の種目)	20mm	リレーにおいては、各走者が走る距離に応じて適用する。
トラック種目 (障害物競走を含み、800m以上の種目)	25mm	リレーにおいては、各走者が走る距離に応じて適用する。 競技場内で行う競歩競技の靴底の最大の厚さは、道路競技と同じとする。
クロスカントリー	25mm	
道路競技（競走、競歩）	40mm	
マウンテンレースとトレイルレース (TR57)	制限なし	

以 上

新広告規程変更点（抜粋）

競技者の衣類

	従来	新広告規程
1	ベスト 衣類の製造会社名/ロゴをベストの<u>前に</u> 1 ヶ所表示できる。その大きさは、<u>各文字が高さ 4 cm以内</u>、トータルのロゴの高さは 5 cm以内で、<u>面積 30 cm²以内の長方形</u>とする。 レオタード 衣類への製造会社名/ロゴの表示は以下の通りとする。 ーレオタードの前面に 1 ヶ所表示することができる。その大きさは、<u>各文字が高さ 4 cm以内</u>、トータルのロゴの高さは 5 cm以内で、<u>面積 30 cm²以内の長方形</u>とする。 ーレオタードの前面に 2 ヶ所表示することができる。ウエストより上部、下部にそれぞれ 1 ヶ所とするが、それぞれの表示が接してはならない。その大きさは、<u>文字の高さ 3 cm以内</u>、<u>トータルのロゴの高さ 4 cm以内</u>で、<u>面積は 20 cm²以内の長方形</u>とする。 トップス、トレーニングウェア上衣、T シャツ、トレーナー、レインジャケット 衣類の製造会社名/ロゴをベストの<u>前に</u> 1 ヶ所表示できる。その大きさは、<u>各文字が高さ 4 cm以内</u>、トータルのロゴの高さは 5 cm以内で、<u>面積 30 cm²以内の長方形</u>とする。 下半身の衣類 製造会社名/ロゴを 1 ヶ所表示できる。<u>高さ 4 cm以内</u>、<u>面積 20 cm²</u>とする。	1 x 製造会社名/ロゴ - <u>40cm²</u>、最大の高さ 5cm; (すべての衣類共通) (表示位置については記載なし)

2	〔国際〕 所属団体名、所属団体スポンサー名／ロゴ、または所属団体ロゴまたはアスリートスポンサーロゴのいずれか 1 つをベストまたはレオタードの全部の<u>右胸</u>に表示することができる。 直接シャツにプリントした場合は字の高さ、ワッペンをつけた場合はその<u>高さは 4 cm 以内</u>、面積 40 cm²以内の長方形とする。 <u>所属団体名はベストの後部につけることができる。その文字の高さは 4 cm 以内とするが、長さの制限は設けない。</u>	2 x アスリートスポンサー名/ロゴ・40cm²、最大の高さ 5cm; (すべての衣類共通) (表示位置については記載なし)
3	〔国内〕 所属団体名、所属団体ロゴ、所属団体スポンサー名、所属団体スポンサーロゴ、アスリートスポンサー名、アスリートスポンサーロゴを<u>以下のいずれかの形態でベスト/レオタードの前に表示することができる。</u>	〔国内〕 所属団体名/ロゴ、所属団体スポンサー名/ロゴ、アスリートスポンサー名/ロゴを<u>以下の形態で 1 つずつ 2 つまでベスト、パンツまたはレオタード（上・下）に表示することができる。</u>
4	(新規追加)	ii <u>所属団体スポンサー名/ロゴ、所属団体スポンサー名+所属団体スポンサーロゴの組み合わせあるいはアスリートスポンサー名/ロゴ、アスリートスポンサー名+アスリートスポンサーロゴの組み合わせのいずれか 1 つ。(名前とロゴを切り離して表示することはできず並列して表示しなければならない)。文字およびロゴの大きさは 40 cm²以内、高さは 5 cm 以内とする。</u>
5	競技中に競技者によって使用されるその他の衣類（ヘッドギア、帽子、ヘッドバンド、手袋、メガネ、サングラス、リストバンドなど）の製造会社名／ロゴは、衣類（製品）1 つにつき 1 ヶ所表示することができる。面積は 6 cm²以内とする。	競技中に競技者が使用する他のアパレル（靴下（膝丈の靴下を含む）、ヘッドギア、帽子、ヘッドバンド、手袋、メガネ、サングラス、リストバンド、前腕バンドなど）の製造会社の名前/ロゴは、1 つ表示することができる。このような表示の最大の大きさは 6 cm²で、<u>最大の高さは 3cm</u>とする。

競技役員の衣類

	従来	新広告規程
6	上半身の衣類の製造会社名／ロゴは、1 ヶ所表示することができる。そのような表示は<u>文字の高さ 4 cm 以内</u>、トータルのロゴの高さは	大会スポンサーである衣類の製造会社名/ロゴは、競技役員の上半身の服と下半身の服にそれぞれ 1 つずつ表示できる。このような表示は、最大の

	5 cm以内で、面積 40 cm ² 以内の長方形とする。 役員の下半身の衣類に表示されている広告または他の表示は、本規程 4.1.4 で定められた競技者に対するものと同じ要件を満たさなければならない。	きは 40cm ² 、最大の高さが 5cm の長方形の形状でなければならない。
7	競技会名／ロゴを 1 ヶ所表示することができる。そのような表示は <u>文字の高さ 4 cm以内、</u> トータルのロゴの高さは 5 cm以内で、 <u>面積 40 cm²以内の長方形</u> とする。	大会名または大会ロゴ、あるいはその両方が <u>最大 5cm の高さ</u> で 1 つ表示できる。

競技者・競技役員共通 持ち物等

	従来	新広告規程
8	(新規追加)	すべてのタオル（ビーチタオル、バスタオル、ハンドタオル、フェイスタオル）およびブランケットには以下の表示ができる。 ・ <u>製造会社名/ロゴは 1 つ表示できる。最大の大きさは 40cm²、最大の高さは 5cm;</u> <u>および</u> ・ <u>アスリートスポンサー名/ロゴは 2 つ表示できる。最大の大きさは 40cm²、最大の高さは 5cm;</u> <u>あるいは</u> ・ <u>競技者名/競技者個人のソーシャルメディアのハッシュタグ</u>
9	競技者および競技役員が競技場で使用するバッグの <u>製造会社名／ロゴは、各バッグ 2 ヶ所まで</u> 表示することができる。それぞれの表示の大きさは <u>25 cm²以内</u> とする。	すべてのバッグ（タグとラベルを含む）には以下の表示ができる。 ・ <u>製造会社名/ロゴは 1 つ表示できる。最大の大きさは 40cm²、最大の高さは 5cm;</u> <u>および</u> ・ <u>アスリートスポンサー名/ロゴは 2 つ表示できる。最大の大きさは 40cm²、最大の高さは 5cm;</u> <u>あるいは</u> ・ <u>アスリート名/アスリートのソーシャルメディアのハッシュタグ</u>

アスリートビブス（ナンバーカード）

	従来	新広告規程
10	アスリートビブスは横 24 cm 以内、 <u>縦 20 cm</u> 以内とする。	ビブスの最大の大きさは幅 24cm x <u>高さ 16cm</u> とする。
11	競技者を特定する表示の上の表示の高さは 6 cm 以内とする。そこにはスポンサー名／ロゴ、もしくは <u>IAAF または本連盟が事前に承認した場合に限り</u>、そのようなスポンサーの商業的表示を掲出することができる。 〔国際〕 競技者を特定する表示の下には、スポンサー名／ロゴまたは開催都市名を表示することができ、文字の高さは 4 cm 以内とする。<u>IAAF が事前に承認した場合に限り</u>、スポンサーの商業的表示を掲出することができる。	競技会の種目ごとに最大 <u>2 つのスポンサーを表示できる</u>。 競技者識別表示より上の表示の最大の高さは 6cm とする。そのような表示は、これが <u>大会主催者によって事前に承認</u> されていれば、1 つの大会スポンサー名／ロゴまたはマーケティングデバイスを表示することができる。 競技者識別表示より下の表示の最大の高さは 4cm とする。そのような表示には、<u>大会主催者によって事前に承認</u> されていれば、(a) 1 つの大会スポンサー名／ロゴまたはマーケティングデバイスまたは (b) 大会が開催されている都市または地域を表示できる。
12	〔国内〕 競技者を特定する表示の下には、大会名／ロゴ、加盟団体名、スポンサー名／ロゴ、または開催都市名のいずれかを表示することができ、文字の高さは 4 cm 以内とする。<u>IAAF または本連盟が事前に承認した場合に限り</u>、スポンサーの商業的表示を掲出することができる。	〔国内〕 競技者識別表示より下の表示の最大の高さは 4cm とする。そのような表示には、<u>大会主催者によって事前に承認</u> されていれば、(a) 大会名／ロゴ、(b) 加盟団体名、(c) 大会スポンサー名／ロゴまたはマーケティングデバイス、(d) 大会が開催されている都市または地域のいずれかを表示できる。

プレゼンテーションビブス

	従来	新広告規程
13	(新規追加)	<u>プレゼンテーションビブスは、表彰台に上がる競技者が受賞時のセレモニーキットに取り付ける。</u> <u>最大の大きさは幅 24cm x 高さ 16cm とする。</u> <u>プレゼンテーションビブスは、上部に最大の高さ 6cm の大会スポンサー名／ロゴがある。大会ロゴは、大会スポンサー名／ロゴの下に表示される。</u>

競技場内における広告・展示物等の規則について

公益財団法人 日本陸上競技連盟

1 規則が適用される競技会

- ① 日本陸連主催・共催競技会
(日本選手権・インターハイ・全日中・国体・U20U18日本選手権等が該当。)
- ② アスリートビブス広告採用競技会
- ③ テレビ・インターネット等で不特定多数の公衆に放送される競技会
- ④ 大会要項や競技注意事項で規則を適用すると宣言している競技会

2 衣類以外の規則（製造会社名/ロゴ等）

ソックス・帽子・手袋(対になっているものはそれぞれに1つずつ)

- ・製造会社名/ロゴ **1個** “1個”最大6cm²まで（高さ3cm）

メガネ・サングラス

- ・製造会社名/ロゴ **2個** “1個”最大6cm²まで（高さ3cm）

バッグ・タオル（ブランケット含む）

- ① 製造会社名/ロゴ **1個** “1個”最大40cm²まで（高さ5cm）
- ② 競技者スポンサー名/ロゴ **2個** “1個”最大40cm²まで（高さ5cm）
- ③ 競技者名/競技者個人のソーシャルメディアのハッシュタグ

3 衣類等の規則（製造会社名/ロゴ等）:

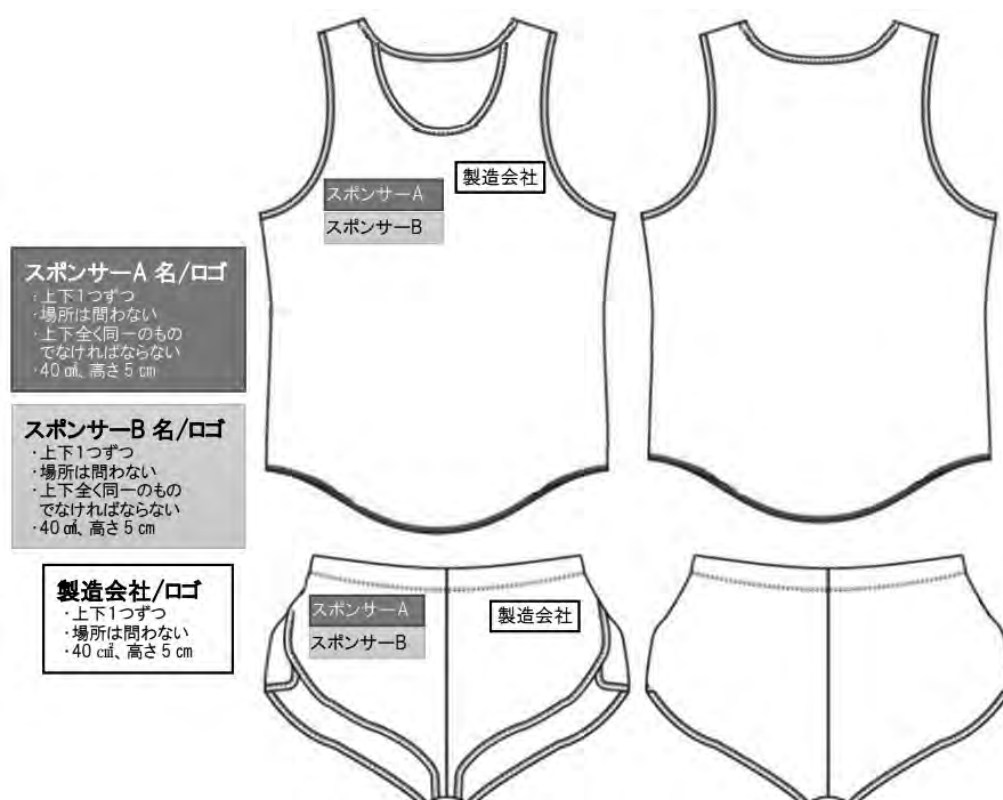
上衣・下衣（ユニフォーム、Tシャツ、タイツ等）

①国際大会、②国内大会（クラブチーム・個人用）、③国内大会（学校用）。

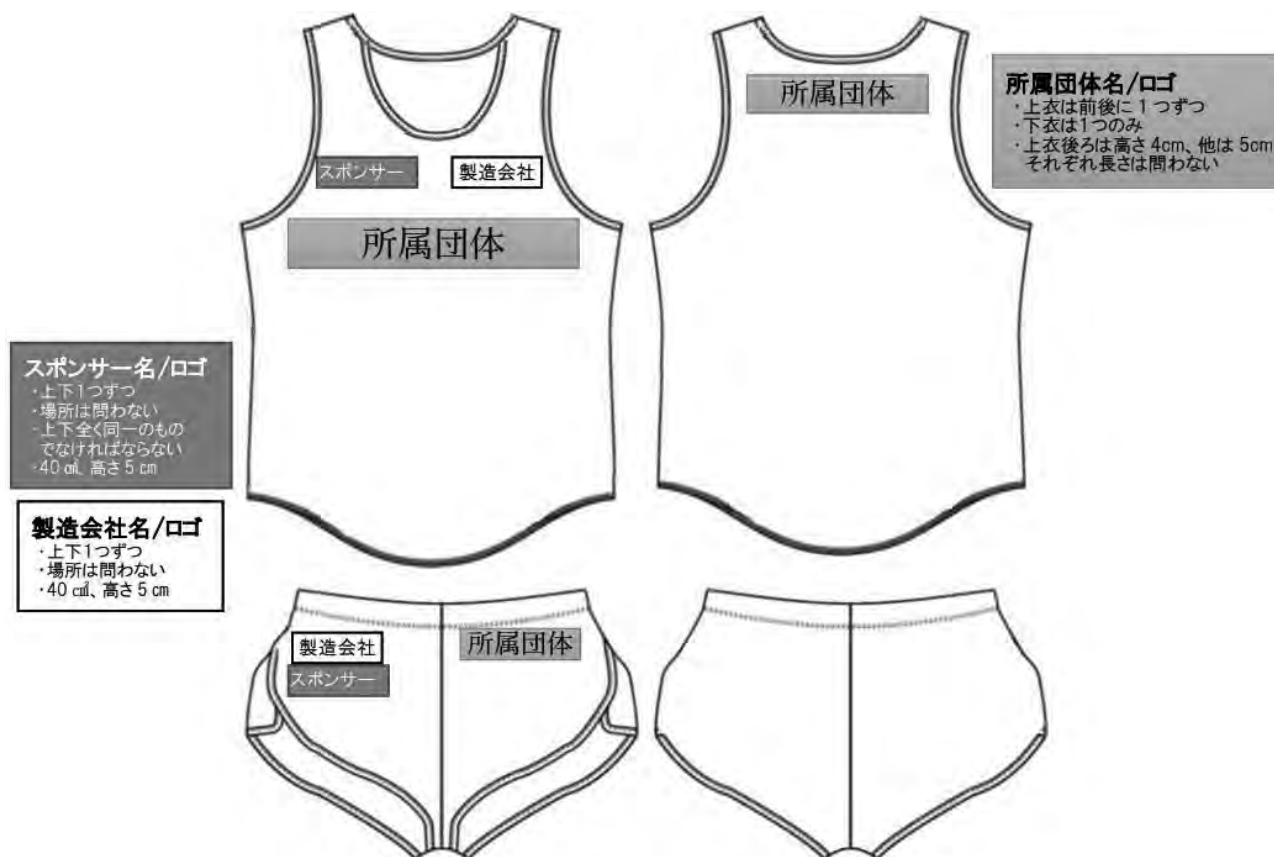
競技会・競技者によって異なるため、事前にどのパターン（規則）に該当するのか確認が必要。

特に高体連の大会ではスポンサー名・ロゴの表示は認めていない。また、国体や都道府県対抗大会では独自のルールを決めていることが多いので注意すること。

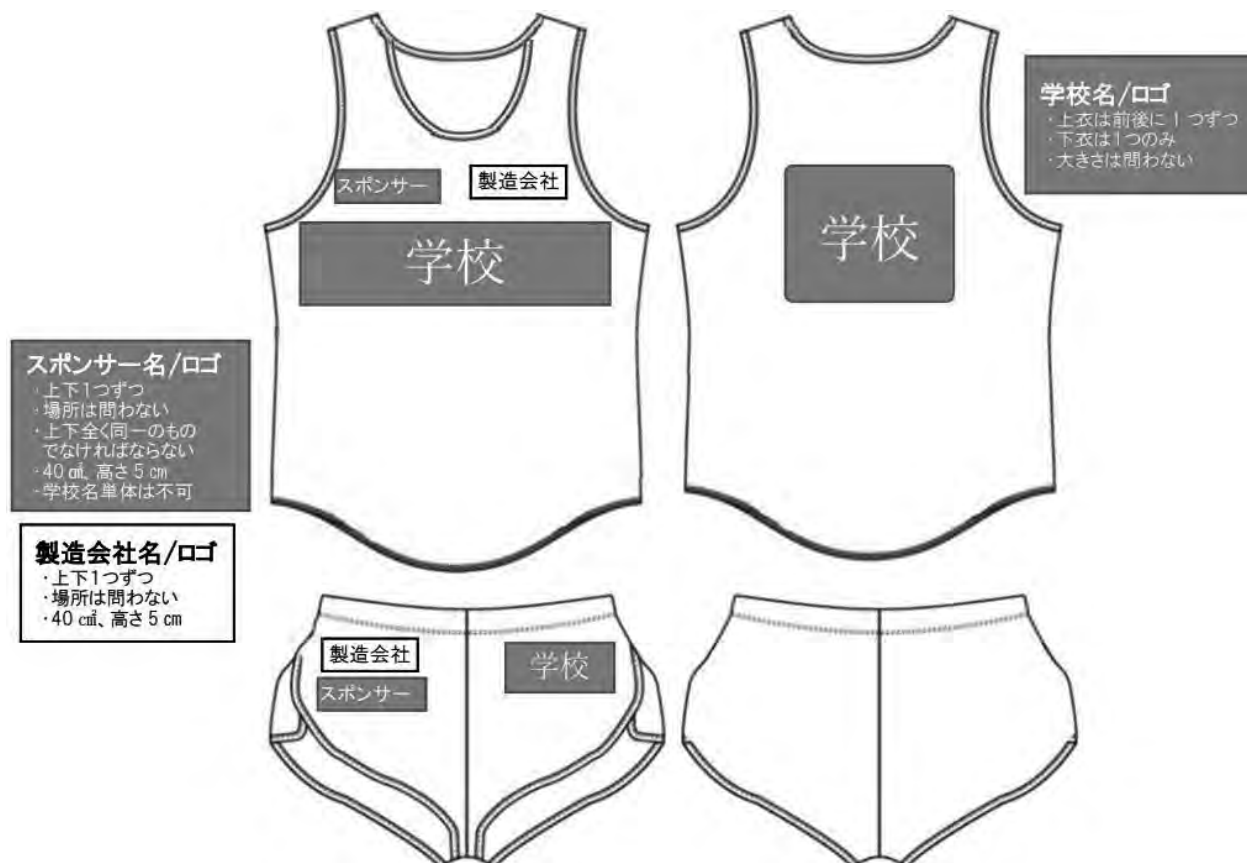
①国際大会（国内大会において、クラブチーム名（登録団体名）を表示しない競技者にも適用）



②国内大会（クラブチーム・個人用）

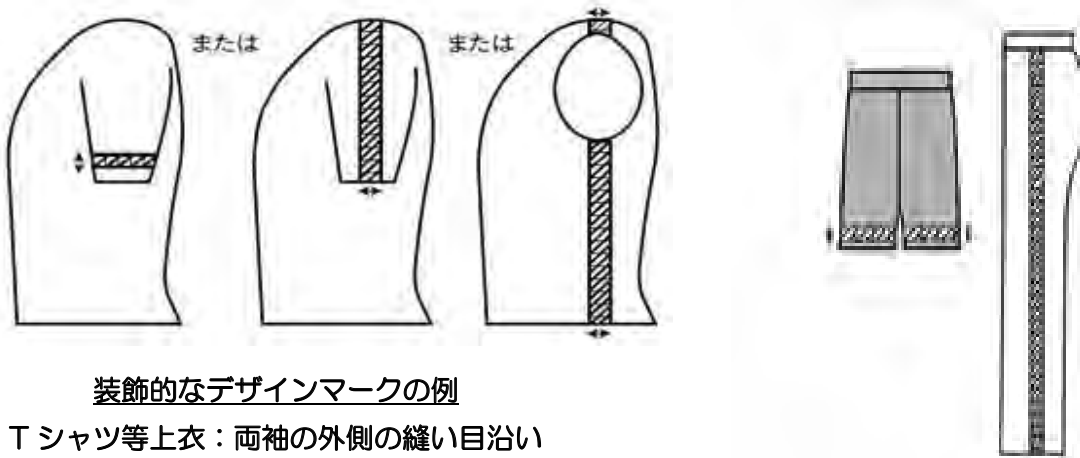


③国内大会（学校用）



衣類への製造会社のグラフィック、象徴的なロゴの表示について

製造会社のグラフィック、または象徴的なロゴ（名前や文字を含まない）は、「装飾的なデザインマーク」として以下のうちの1か所に、1回または幅10 cm以内の帯状で繰り返して表示できる。ただし、そのような使用が、WAの意見や裁量により、衣服の外観を支配したり、過度に損なったりしない場合に限る。



装飾的なデザインマークの例

- Tシャツ等上衣：両袖の外側の縫い目沿い
- パンツまたはレオタード：両袖、両裾の先端
- レオタード、レギンス等：両脚の外側の縫い目沿い

「JAAF が定めている記録用紙」改訂について

日本陸上競技連盟 競技運営委員会

この度、各種記録用紙(旧「陸連が定めている各記録用紙などの様式」)の改訂をおこないました。主な改訂内容は、次のとおりです。

①競技規則の改正及び番号体系変更に伴う修正

「監察員記録用紙」を中心に、用紙中の文言はできる限り競技規則条文にあわせた表現にしました。各用紙に引用されている規則の内容を改正に合わせ、条文番号を新番号に修正しました。

②用紙としての役割の充実

これまで2種類で対応していた「日本記録・日本タイ記録申請書」(表題変更。旧「日本陸上競技連盟新(タイ)記録申請書」)を確認事項や添付書類が異なる種目ごとにあわせて、7種類に分けました。

③使い勝手の改善

④書式番号表記の統一

書式番号〇〇と、改訂した年・月を「JAAF-〇〇.2021/2」に統一しました。

陸連 HP に「もくじ」とともに掲載します。

「もくじ」には、各用紙の改訂内容の詳細が記載されていますので、こちらをご確認ください。

日本記録・日本タイ記録申請についての留意点

用紙の改訂で、これまでになかった項目が増えました。

審判長・総務などのほかに、フィールド競技の場合は、計測した3名のフィールド競技審判員のサインが追加されました。その際、サイン欄に JAAF ID の記入が必要です。

その場で ID を調べられない場合もあるため、当該年度の ID を審判手帳にメモしておくなどの備えをするよう、貴団体所属の審判員のみなさんへお伝えください。

日本記録・タイ記録がマークされた場合に規則で定められている条件は何か(例えば投てき物の確認など)、申請には誰のサインが必要なのか、改訂された内容の確認をお願いします。

U20/U18 の記録を見落とすケースが多くなっています。シニアと一緒に競技会では特に、ご留意ください。

また、道路競技で、途中距離の記録の見落としも目立ちます。同一競走(歩)路で距離別の公認を取得している場合は、途中記録(日本記録として認められる種目)も確認していただきますようお願いいたします。

以 上

JAAFが定めている記録用紙 もくじ

- ・ 2021年より、用紙No.の表記を統一しました。
- ・ 2020年度に改訂された用紙No.と、特に内容を大きく変更した用紙名称に色付けしました。

用紙 No.	用 紙 名 称	内 容	最終更新日	改 訂 内 容
	はじめにお読みください			
	表紙(2021年)	製本用(表紙)	2021/2	デザイン変更
JAAF-01	順位記録用紙		2004/5	
JAAF-02	競走(歩)競技順位判定表		2005/1	審判員(記録者)に修正
JAAF-03	計時記録用紙		2004/5	
JAAF-04	計時記録判定表		2004/5	
JAAF-05A	競歩審判記入用紙A	18名分	2016/2	赤カードをレッドカードに修正、注意をイエローカードに修正
JAAF-05B	競歩審判記入用紙B	40名分	2016/2	赤カードをレッドカードに修正、注意をイエローカードに修正
JAAF-06	競歩レッドカード		2020/9	用紙名「警告(レッド)カード」を「競歩レッドカード」に改名
JAAF-07A	競歩審判集計表A(トラック)	30名分	2016/2	赤カードをレッドカードに修正、注意をイエローカードに修正
JAAF-07B	競歩審判集計表B(道路用)	40名分	2016/2	赤カードをレッドカードに修正、注意をイエローカードに修正
JAAF-07C	競歩ペナルティゾーン記録表		2020/9	用紙名「ピットレーン記録表」を「ペナルティゾーン記録表」に改名
JAAF-08	成績記録表・番組編成表(A)	9名分	2004/5	
JAAF-09	成績記録表・番組編成表(B)	30名分	2004/5	
JAAF-10	道路競技成績記録表		2004/5	
JAAF-11	トラック種目記録表(一覧表)	予選・準決・決勝	2008/4	中学高校などに学年を記入
JAAF-12	リレー種目記録表	予選・準決・決勝	2008/4	中学高校などに学年を記入
JAAF-13	走高跳・棒高跳記録表		2020/9	科学計測装置確認欄の削除
JAAF-14A	走幅跳・三段跳記録表A		2020/9	科学計測装置確認欄の削除
JAAF-14B	走幅跳・三段跳記録表B	試技回数を独自に記入	2020/9	科学計測装置確認欄の削除・試技回数欄を自由記入可能に修正
JAAF-15	混成競技記録得点表		2020/9	備考欄を追加(新記録などの記入)
JAAF-16A	投てき種目記録用紙A	砲丸投・円盤投・ハンマー投・やり投	2020/9	科学計測装置確認欄の削除
JAAF-16B	投てき種目記録用紙B	試技回数を独自に記入	2020/9	科学計測装置確認欄の削除・試技回数欄を自由記入可能に修正
JAAF-17	写真判定用紙		2004/5	
JAAF-18	写真判定用紙(中長距離用)		2004/5	
JAAF-19A/②	監察員記録用A/②	外水濠トラック用 / ② Aの裏面	2021/2	違反内容の改訂、取り扱いの少ない事例を裏面に追加、新条文No.へ移行表記
JAAF-19B/②	監察員記録用B/②	内水濠トラック用 / ② Bの裏面		
JAAF-20	ラップタイム記録表		2004/5	
JAAF-21A	周回記録表A	30名分	2016/2	枝番を追加
JAAF-21B	周回記録表B	90名分	2016/2	枝番を追加
JAAF-22	リレーオーダー用紙		2017/4	リレーメンバー以外の記入項目を追加
JAAF-23	リレーオーダー変更届		2021/2	オーダー変更上の注意を追記、受付時刻と受理者自署欄を追加
JAAF-24	トラック種目風向風速記録表	トラック用	2021/2	表題変更「種目別風力記録表」→「トラック種目風向風速記録表」
JAAF-25	走幅跳・三段跳風向風速記録表	走幅跳・三段跳用	2008/4	ベスト8⇒トップ8に変更
JAAF-26	定時観測連絡票		2021/2	表題変更「表」→「票」
JAAF-27A	グラウンドコンディション記録表A	16段	2021/2	表題にAを追加
JAAF-27B	グラウンドコンディション記録表B	24段	2021/2	表題にBを追加
JAAF-28	競技会記録公認申請書		2016/2	男子100mH、女子100mH(84.0cm→83.8cm)
JAAF-29	欠番			
JAAF-30A	日本記録・日本タイ記録申請書A	トラック個人種目	2021/2	・用紙を種目別に分け、それぞれに応じた確認内容と責任者を明確にした ・ゼロコントロールテスト立会者と判定写真確認者用紙を廃止して、各写真に直にサインすることとした ・添付書類を追加変更 ・ドーピング検査についての記入欄追加 ・審判長などの JAAF ID 記入欄追加 ・申請団体印廃止 など
JAAF-30B	日本記録・日本タイ記録申請書B	リレー種目		
JAAF-30C	日本記録・日本タイ記録申請書C	トラック競歩種目		
JAAF-30D	日本記録・日本タイ記録申請書D	跳躍種目		
JAAF-30E	日本記録・日本タイ記録申請書E	投てき種目		
JAAF-30F	日本記録・日本タイ記録申請書F	混成競技		
JAAF-30G	日本記録・日本タイ記録申請書G	道路競走・道路競歩		
JAAF-31	欠番		2021/2	
JAAF-32	スタート記録表	フォームと記入見本	2016/2	略号の変更により記入方法を修正
JAAF-33	競技進行管理表		2004/9	フィールド競技並び順を修正
JAAF-34	上訴申立書		2021/2	記入欄の配置換え、領収者押印廃止、新条文No.へ移行表記
JAAF-35	競技会で使用する略号例		2021/2	新条文No.へ移行表記、内容を整理、表題変更
JAAF-36	欠場届		2021/2	監督などの押印を廃止
JAAF-37	科学計測装置確認書		2020/9	確認欄を1ヶ所とした
JAAF-38	アップライト申告書		2021/2	新条文No.へ移行表記

* 用紙類はA4で作成してありますので、適宜必要な用紙サイズに印刷または拡大コピーなどにご利用ください。

監 察 員 記 録 用 紙 A

競技会名		日時	月	日	時	分
種 目	男 ・ 女	予 選 ・ 準 決 勝 (組) ・ 決 勝				
規則違反 / 途中棄権 ※どちらかに○	レーンNo.	ピブスNo.	(リレー:第 走者 → 第 走者)			
ブレイクライン フィニッシュライン 水濠 Bゾーン Aゾーン ○ 監察員位置 × 発生場所			[] 周目 [] m [] 歩 [] 台目			

※レーンNo.やピブスNo.のほかに、ユニフォームの色も記録しておくとい(リレーでは特に見間違ふことがある)

※以下に当てはまる項目がない場合は、裏面を参照のこと。

チェック✓	規 則 違 反 内 容	規 則
共通	不正スタート	TR 16.7
	レーン走行のレースで、割当てられたレーン以外を走った [直走路 / 曲走路]	TR 17.3.1
	レーン走行しないレースで、曲走路区間の縁石・ラインの上やその内側を踏んだ、走った	TR 17.3.2
	ブレイクライン手前でレーンを離れ内側レーンに入った	TR 17.5.3
	他の競技者を妨害した (詳細は所見欄に記入)	TR 17.2.2
ハードル・障害物	割当てられたレーン以外を走った	TR 22.6
	すべてのハードルを越えなかった	TR 22.6
	足・脚がハードルをはみ出てバーの高さより低い位置を通った	TR 22.6.1
	手や体、振り上げ脚の上側で、ハードルを [倒した / 移動させた]	TR 22.6.2
	自分や他のレーンのハードルを [倒して / 移動させ] 他の競技に影響を与えた / 妨害した	TR 22.6.3
	全ての障害物と水濠を越えていない	TR 23.7
	水濠のある場所で、水濠以外の地面を踏んだ (水郷の右側・左側を問わない)	TR 23.7.1
	足・脚が障害物をはみ出して障害物の高さより低い位置を通った	TR 23.7.2
リレー種目	バトンパスがテイク・オーバーゾーン内で完了しなかった (オーバーゾーン)	TR 24.7
	テイク・オーバーゾーンの外からスタートした	TR 24.19
	ブレイクライン手前でレーンを離れ内側レーンに入った	TR 24.17
	バトンを渡し終えた競技者が他のチームを妨害した	TR 24.8
	コーナートップの順に並んだあと 入れ替わった	TR 24.20
	コーナートップの順に並んだ次走者が、内側に移動する際に他の走者を妨害した、押しのけた	TR 24.21
	バトンパスの [完了前に後走者 / 完了後に前走者] が落としたバトンを拾った	TR 24.6.3
	バトンを拾い上げた後、落とした地点に戻らずにレースを再開した	TR 24.6.3

監察員所見 [妨害あり / 妨害なし] ※妨害の詳細

報告者氏名	記入者自署
-------	-------

※以下、審判長記入欄

その他の判定資料[ビデオ映像(ビデオNo.を明記)、SISなど]・上記以外の判定の根拠となる規則No.

裁定／結果	ピブスNo.	失 格 (DQ)	失格としない	救 済	途中棄権
		審判長自署			

※裏面に (JAAF-19②) を印刷して使用のこと

(JAAF-19 A. 2021/2)

※ おもて面および以下に当てはまる事例がない場合は、所見欄に詳細を記入のこと。

(おもて面以外の) 違 反 事 例			条文No.
共 通	競技者にあるまじき行為、下品な行為などがあった		CR18.5
	スタート時に、不適切行為があった		TR16.5
	他者に押されて・妨害されて、自分のレーンの外、縁石・ライン上や内側に入った。 直走路・障害物競走の水濠へ向かう迂回路の直線区間で、自分のレーン外をまたは、曲走路で自分のレーンの外側を 踏んだり走ったりした。 →実質的な利益にならず、妨害をしていなければ、失格としない		TR17.4
	競技者が自らの意思でトラックを離れた		TR17.6
	リレー以外で走路上や走路脇にマークをつけた、 またはマークの代わりに物を置いたので、指導したが取り除かなかった（審判員が取り除いた）		TR17.7
	助 力	同一レースに参加していない者によってペースを得た。周回遅れか、 周回遅れになりそうな競技者がペースメーカーとして競技をした。	TR6.3.1
		転倒後、他の競技者から立ち上がることを手助けしてもらう以外に、 前に進むための手助けを得た	TR6.3.6
		審判長の承諾なしに、競技区域内で途中時間を知らされた	TR17.14
		主催者が設置した供給所以外で飲食物や水を受け取った 他の競技者に飲食物・水の受け渡しを繰り返した。	TR17.15.4
ハ ー ド ル 障 害 物			
リ レ ー	許可されている以外のマーカーを剥がすよう指導したが、従わなかった（審判員が剥がした）		TR24.4
	バトンを手でもち運ばなかった		TR24.6.1
	バトンを受け取りやすくする目的で手袋をはめたり、何かを手に付けたりした		TR24.6.2
	バトンを落とした際、または落としたバトンを拾う際、他のチームを妨害した		TR24.6.3
	他のチームのバトンを使った、拾い上げた		TR24.9
	落としたバトンを他のチームが拾い上げた際、落としたチームが有利になった		TR24.9

※監察員記録用紙（A）の裏面に印刷して使用のこと

（JAAF-19②、2021/2）

日本記録・日本タイ記録申請書 A (トラック個人種目)

日本陸上競技連盟競技規則により、次の記録を申請する。

※ 該当するすべての項目の□にしるしをつける。日付は西暦。

☐ 男子	☐ 女子	種 目 名			
☐ 日本記録	☐ 日本タイ記録	☐ U 20	☐ U 18	☐ 室内	
1. 記 録		風向風力	+	・	- m
フリガナ		生年月日		登録都道府県	
2. 氏 名		年	月	日	
所属団体正式名		JAAF ID(確認できれば記入)			
3. 競技会名		コード			
4. 記録した日		年	月	日	
5. 競技場名		コード			

※ 以下の確認した項目・該当するすべての項目の□にしるしをつける

6. 競技場・施設用器具について、私は以下のことについて確認した。	
☐ この競技場が日本陸上競技連盟の公認競技場である ☐ 競技場のすべての施設用器具が日本陸上競技連盟競技規則に則るものであり、正しく使用された	
技術総務自署	JAAF ID
7. 競技会運営・実施について、私は以下のことについて確認した。	
☐ (☐ 写真判定装置 ☐ 手動計時で使用したストップウォッチ) が正しく作動し、計測された ☐ 風向風力計が正しい位置に設置され、正しく作動し、計測された ☐ 競技が日本陸上競技連盟競技規則に則り、正しくおこなわれた ☐ これは混成競技の中で記録されたものであるが、1回目の不正スタート後の2回目以降のスタートではない	
トラック競技審判長自署	JAAF ID
スタート審判長自署 (任命されている場合)	JAAF ID
総 務 自 署	JAAF ID
混成競技審判長 (混成競技の場合)	JAAF ID
8. 私は上記すべてについて正しいことを確認し、以下の書類を添付して申請する。	
☐ 大会プログラム ☐ 該当種目の全記録 (風向風力・ハードルの規格を記入した) ☐ 判定写真 (トラック競技審判長・写真判定員主任・写真判定員の3名がサインをした) ☐ ゼロコントロールテスト写真 (トラック競技審判長・スターター・写真判定員主任・派遣されていればJTO がサインした。装置のメーカー名・品番が明記されている)	
☐ (手動計時の場合) 計時順位判定表・計時記録判定表	
☐ ドーピング検査の依頼をした (オリンピック種目のみ。U20/18・室内は不要)	
依頼日	月 日 / 実施日 月 日
記録申請日	年 月 日
加盟団体名/協力団体名	
代表者自署	

(JAAF-30A. 2021/2)

日本記録・日本タイ記録申請書 D（跳躍種目）

日本陸上競技連盟競技規則により、次の記録を申請する。

※ 該当するすべての項目の□にしるしをつける。日付はすべて西暦。

☐ 男子		☐ 女子		種 目 名	
☐ 日本記録		☐ 日本タイ記録		☐ U 20	☐ U 18
☐ 室内					
1. 記 録		風向風力 + ・ -		m	
フリガナ		生年月日		登録都道府県	
2. 氏 名		年 月 日			
所属団体正式名		JAAF ID(確認できれば記入)			
3. 競技会名		コード			
4. 記録した日		年 月 日			
5. 競技場名		コード			
※ 以下の確認した項目・該当するすべての項目の□にしるしをつける。					
6. 競技場・施設用器具について、私は以下のことについて確認した。 ☐ この競技場が日本陸上競技連盟の公認競技場である ☐ 競技場のすべての施設用器具が日本陸上競技連盟競技規則に則るものであり、正しく使用された 技術総務自署 JAAF ID					
7. 記録は、以下の3名のフィールド競技審判員が計測したものである。 フィールド競技審判員①自署 JAAF ID フィールド競技審判員②自署 JAAF ID フィールド競技審判員③自署 JAAF ID					
8. 競技会運営・実施について、私は以下のことについて確認した。 ☐ （ ☐ 検査済みの高度計 ☐ 検査済みの鋼鉄製巻尺 ☐ 事前確認した科学的計測器 ） を使用して、正しく計測された。 ☐ 風向風力計が正しい位置に設置され、正しく作動し、計測された ☐ 競技が日本陸上競技連盟競技規則に則り、正しくおこなわれた ☐ これは混成競技の中で記録されたものであるが、風向風力など単独種目と同様の条件を満たしている フィールド競技審判長自署 JAAF ID 総 務 自 署 JAAF ID 混成競技審判長(混成競技の場合) JAAF ID					
9. 私は上記すべてについて正しいことを確認し、以下の書類を添付して申請する。 ☐ 大会プログラム ☐ 該当種目の全記録（風向風速を記入した） ☐ 科学計測装置確認書 ☐ ドーピング検査の依頼をした(オリンピック種目のみ。U20/18・室内は不要) 依頼日 月 日 / 実施日 月 日 記録申請日 年 月 日 加盟団体名/協力団体名 代表者自署					

施設用器具委員会報告

1. 2021施設用器具委員会関係の規則の改正と対応

最終条文については、ルールブックで確認してください。
地域陸協でも伝達をお願いします。

(1) 第1種・第2種公認陸上競技場の基本仕様の改正

● 第1種公認陸上競技場の基本仕様

- ・ 新設（陸上競技専用、多目的）、既設の分類を廃止して、統一する。
競技規則、公認陸上競技場に関する細則の整合及び文言の整理。
 - ① 内水濠の推奨寸法を追加する。
 - ② 走高跳の項を追加する。
 - ③ ハンマー囲いの寸法の表現を整理する。
 - ④ 記者席の新設、既設を整理する。
- ・ メインスタンドの収容数の明確化と既設競技場での対応。
メインスタンドの収容数は7,000人程度と不明瞭であったので、7,000人以上と明確にする。基本仕様制定（1994年）前の1種はメインスタンド5,000人以上であった。基本仕様制定時にはメインスタンドの規定はなく、1999年改正時に7000人程度となった。既設の競技場では、基本仕様制定前からの1種競技場では観客の収容数は満たしているが、メインスタンドの収容数を満たしていない競技場がある。スタンドの改修には莫大な費用が必要となり、対応ができない状況である。また、スタンド改修の費用があれば、トラック&フィールドの整備を優先したい。既設競技場のスタンド改修の猶予を明記する。

● 第2種公認陸上競技場の基本仕様

- ・ 新設、既設の分類を廃止して、統一する。
競技規則、公認陸上競技場に関する細則の整合及び文言の整理。
 - ① 内水濠の推奨寸法を追加する。
 - ② 走高跳の項を追加する。
 - ③ ハンマー囲いの寸法の表現を整理する。
 - ④ スタンド及び記者席の新設、既設を整理する。
- ・ メインスタンドの収容数の明確化。
メインスタンドの収容数は1,000人程度と不明瞭であったので、1,000人以上と明確にする。基本仕様制定（1994年）前の2種はメインスタンド1,000人以上であった。基本仕様制定時既設の競技場では、観客、メインスタンドの収容数は満たしている。
- ・ 芝生の長さの基準を一部変更する。
直線84.39m以上の時の芝生の長さ107mを認める。半円部分が狭いと走高跳の助走が大きくトラックに出ることになる。また、棒高跳のピットを2面半円部分に収まることができなく、競技運営に支障が出てくるので、半円部分を25m以上確保するようにしている。直線の長さ84.39m以上の競技場では、芝生が107mでも半円部分が25m以上の確保ができ、競技エリアを確保することができる。

2021年4月1日改正

第1種・第2種公認陸上競技場の基本仕様

この基本仕様は、世界陸連の示す TRACK AND FIELD FACILITIES MANUAL の内容を準用し、公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程のほか関連する規則の規程による。

第1種公認陸上競技場

- 1 トラックは8レーンまたは9レーンとし、1レーンの幅は1m220とする。走路の厚さは13mm以上とする。直走路のスタートライン付近の厚さは18mm以上とする。
- 2 障害物競走の水濠は、レーンの内側または外側に設置する。水濠の部分の走路の厚さは25mm以上とする。水濠を内側に設置するときには、トラックの直走路84m390以上を推奨する。
- 3 トラック内のマーキングは、必要最小限とする。

跳躍場

- 4 第1曲走路側の半円部分をAゾーン、第2曲走路側の半円部分をBゾーンと称し、トラックの半径の2つの中心点を結んだ線の延長上の全天候舗装部分の長さは、原則としていずれかを25m以上とする。走高跳はAゾーン、Bゾーンのいずれかに3か所以上、いずれかのゾーンで同時に2面競技が出来るように設置する。助走路の厚さは15mm以上とする。全天候舗装に直接踏切る部分の厚さは18mm以上とする。
- 5 走幅跳、三段跳の助走路ならびに砂場は、メインスタンド側またはバックスタンド側（インフィールドでもよい）に6カ所以上設置する。助走路の厚さは15mm以上とする。全天候舗装に直接踏切る部分の厚さは18mm以上とする。
- 6 棒高跳の助走路ならびにボックスはAゾーン、Bゾーンのいずれかに2カ所または4カ所、アウトフィールドのバックスタンド側に2カ所または4カ所の合計6カ所以上を設置する。助走路の厚さは15mm以上とする。全天候舗装に直接踏切る部分の厚さは18mm以上とする。

投てき場

- 7 投てき用芝生は、投てき距離が十分であるようスペースを確保するものとし、最大106m×73mとする。ただし、以下に定める条件に適合する競技場のみ、最大107m×73mまで認める。延長を認める競技場の数は全国47カ所以内とし、検定時に以下の条件を充たすことを要する。

【条件】

- ① 本連盟が多目的使用の競技場として認める第1種公認陸上競技場。
 - ② 全投てき種目における決勝の実施が可能であること。
- 8 砲丸投は、芝生に投てきするサークルを2カ所以上設置する。その他AゾーンまたはBゾーンのいずれかに、扇形の投てきエリアをつくることができる。

- 9 円盤投、ハンマー投のサークルは兼用型でもよいが、2カ所設置する。砲丸投のサークルと兼ねてはならない。
- 10 ハンマー投の囲いの可動パネルと最前部の2mの部分のパネルの高さは9m以上、
囲いの後部のパネルか網掛け部分は7m以上とする。ハンマー投の囲いで円盤投の囲
いを兼ねることができる。
- 11 やり投の助走路の末端は、やりが構造物と接触しないようにする。助走路の厚さは15 mm以上とする。全天候舗装に直接踏切る部分の厚さは18 mm以上とする。半円より外側の助走路の厚さは13 mmでもよい。

構造物

- 12 レーンの外側からスタンドまでは極力近づける。ただし、スタンドから競技全体が見わたせ、死角が生じないように配慮する。
- 13 メインスタンド側のダッグアウトの幅は2m程度が望ましく、また床のレベルはグラウンドレベルとする。やむをえない場合は50 cmまで下げることができる。
- 14 ダッグアウトの天井の高さは最低2m300以上が望ましい。
- 15 メインスタンドの中央廊下の幅は3m以上が望ましい。
- 16 高齢者、身障者に配慮し、車椅子席を設置する。またその動線を確保する。車椅子席の席数については、条例その他の法令等の規定に従うものとする。
- 17 用器具庫は2カ所以上とし、合計面積は500 m²以上でマット等が完全に収容できるものとする。用器具庫の出入口の高さ、間口はマット等の出し入れに支障のないようにする。床はグラウンドレベルにする。ただし、他の競技の用器具等も収納する場合は、この基準を充足するほかにその必要な広さを確保するものでなければならない。
- 18 夜間照明設備を必要とし、1m220の高さで平均照度が1000Lx程度とする。また、フィニッシュラインは1500Lx以上を確保する。
- 19 電光掲示盤を設置することが望ましい。日本選手権大会、国民体育大会、その他国際競技会等の全国大会規模（以下、大規模競技会）の会場では、仮設でもよい。常設にあたっては本連盟と事前に協議されたい。
- 20 スタンドの上層部には放送室、指令室、電光掲示盤操作室等を設け、同一レベルに隣り合わせて写真判定室ならびに装置を設置する。また、下層部には、情報処理室、コピー室、医務室、ドーピング検査室、ウエイト・トレーニング室等を競技会運営上、最も使用しやすい場所に設ける。
- 21 大規模競技会では、記者席はフィニッシュライン上方の観覧席に設置し、通信機器の設置が可能な施設とする。ただし、1994年以前から継続して公認されている第1種競技場及び多目的な利用を予定する競技場においては記者席、通信機器は仮設でもよい。
- 22 大規模競技会では、監視カメラ（12カ所）を必要とする。
- 23 観客の収容数は15,000人以上（芝生を含む）とする。少なくともメインスタンドは、7,000人以上かつ屋根付きとする。1994年以前からの第1種競技場のメインスタンドの収容数は、スタンド改修時に対応することに努めるものとする。

24 メインスタンドまたはバックスタンド側に雨天走路を必要とする。

25 役員、補助員等の休憩の場を確保する。

その他の施設

26 補助競技場は、第3種公認陸上競技場とする。1周の距離が400mの全天候舗装で6レーンまたはそれ以上とし、直走路は8レーンとする。また、舗装材は主競技場と同等とし、表面仕上げおよび硬度は同一とする。立地条件等やむを得ない事情により、2011年4月1日現在、補助競技場の1周の距離が300mの全天候舗装で6レーンまたはそれ以上であり、直走路が8レーンの第4種公認陸上競技場である場合に限りこれを認める。

27 大規模競技会では、投てき練習場は主競技場の至近に設置する。

28 主競技場と補助競技場との動線を簡単かつ明快な関係にあるようにしなければならない。また、陸上競技場の設置にあたっては主競技場と補助競技場の相対関係（動線）を十分考慮し、特に招集所とその付近の仮設トイレ等を含めた施設づくりをする。

その他

29 陸上競技場の設置についての計画、公認陸上競技場としての認定に必要とされる申請は、その所在地の加盟団体を経て本連盟に提出しなければならない。

30 走路および助走路の全天候舗装の厚さが規定に合致しているかを、本連盟検定員が確認する。

31 派遣費用は、申請者が負担する。旅費は、本連盟の定める旅費規程に準ずる。

第2種公認陸上競技場

1 トラックは8レーンまたは9レーンとし、1レーンの幅は1m220とする。走路の厚さは13mm以上とする。直走路のスタートライン付近の厚さは18mm以上とする。

2 障害物競走の水濠は、レーンの内側または外側に設置する。水濠の部分の走路の厚さは25mm以上とする。水濠を内側に設置するときには、トラックの直走路84m390以上を推奨する。

3 トラック内のマーキングは、必要最小限とする。

跳躍場

4 第1曲走路側の半円部分をAゾーン、第2曲走路側の半円部分をBゾーンと称し、トラックの半径の2つの中心点を結んだ線の延長上の全天候舗装部分の長さは、原則としていずれかを25m以上とする。走高跳はAゾーン、Bゾーンのいずれかに3か所以上、いずれかのゾーンで同時に2面競技が出来るように設置する。助走路の厚さは15mm以上とする。全天候舗装に直接踏切る部分の厚さは18mm以上とする。

5 走幅跳、三段跳の助走路ならびに砂場は、メインスタンド側またはバックスタンド側（インフィールドでもよい）に6カ所以上設置する。助走路の厚さは15mm以上とする。全天候舗装に直接踏切る部分の厚さは18mm以上とする。

- 6 棒高跳の助走路ならびにボックスは4カ所以上設置する。助走路の厚さは15mm以上とする。全天候舗装に直接踏切る部分の厚さは18mm以上とする。

投てき場

- 7 投てき用芝生は、投てき距離が十分であるようスペースを確保するものとし、最大106m×73mとする。ただし、トラックの直線が84m390以上でAゾーン、Bゾーンのいずれも25m以上とするときには、最大107m×73mまで認める。
- 8 砲丸投は、AゾーンまたはBゾーンのいずれかに扇形の投てきエリアを設置する。その他、芝生に投てきするサークルを1カ所以上つくることができる。
- 9 円盤投、ハンマー投のサークルは兼用型でもよいが、2カ所設置する。砲丸投のサークルと兼ねてはならない。
- 10 ハンマー投の囲いの可動パネルと最前部の2mの部分のパネルの高さは9m以上、囲いの後部のパネルか網掛け部分は7m以上とする。ハンマー投の囲いで円盤投の囲いを兼ねることができる。
- 11 やり投の助走路の末端は、やりが構造物と接触しないようにする。助走路の厚さは15mm以上とする。全天候舗装に直接踏切る部分の厚さは18mm以上とする。半円より外側の助走路の厚さは13mmでもよい。

構造物

- 12 レーンの外側からスタンドまでは極力近づける。ただし、スタンドから競技全体が見わたせ、死角が生じないよう配慮する。
- 13 メインスタンド側のダッグアウトの幅は2m程度が望ましく、また床のレベルはグラウンドレベルとする。やむをえない場合は50cmまで下げることができる。
- 14 ダッグアウトの天井の高さは最低2m300以上が望ましい。
- 15 メインスタンドの中央廊下の幅は3m以上が望ましい。
- 16 高齢者、身障者に配慮し、車椅子席を設置する。またその動線を確保する。車椅子席の席数については、条例その他の法令等の規定に従うものとする。
- 17 第2種公認陸上競技場に必要器材が完全に収容できる用器具庫を設置する。用器具庫の出入口の、高さ、間口はマット等の出し入れに支障のないようにする。床はグラウンドレベルにする。ただし、他の競技の用器具等も収納する場合は、この基準を充足するほかにその必要な広さを確保するものでなければならない。
- 18 夜間照明設備があることが望ましい。また移動式でもよいが、フィニッシュラインの付近は写真判定に支障のない明るさを必要とする。
- 19 電光掲示盤を設置することが望ましい。第2種公認陸上競技場で開催し得る競技会の条件として電光掲示盤を必要とするときは、仮設でもよい。常設にあたっては本連盟と事前に協議されたい。
- 20 スタンドの上層部には放送室、指令室、電光掲示盤操作室等を設け、同一レベルに隣り合わせて写真判定室ならびに装置を設置する。また、下層部には、情報処理室、コピー室、医務室、ドーピング検査室、ウェイト・トレーニング室等を競技会運営上、最も使用しやすい場所に設ける。1994年以前から継続して公認されている

第2種競技場では、少なくとも、写真判定室と審判長との間には通信機器を必要とする。

- 21 記者席は仮設でもよいが、フィニッシュライン上方の観覧席に設置し、電話、モニター等の設置が可能な施設とする。
- 22 大規模競技会では、監視カメラ（12カ所）を必要とする。
- 23 観客の収容数は5,000人以上（芝生を含む）とする。少なくともメインスタンドは、1,000人以上とし、屋根付きを希望する。多目的な利用での競技場として必要な収容数は、別に定めればよい。
- 24 メインスタンドまたはバックスタンド側に雨天走路を必要とする。
- 25 役員、補助員等の休憩の場を確保する。

その他の施設

- 26 全天候舗装の補助競技場があることが望ましい。
- 27 投てき練習場が主競技場の近くにあることが望ましい。
- 28 主競技場と補助競技場の相対関係（動線）を十分考慮し、とくに招集所とその付近の仮設トイレ等を含めた施設づくりをする。

その他

- 29 陸上競技場の設置についての計画、公認陸上競技場としての認定に必要とされる申請は、その所在地の加盟団体を経て本連盟に提出しなければならない。
- 30 走路および助走路の全天候舗装の厚さが規定に合致しているかを、本連盟検定員が確認する。
- 31 派遣費用は、申請者が負担する。旅費は、本連盟の定める旅費規程に準ずる。

付則 2021年4月1日改正

公認陸上競技場に関する細則の改正

- ・ ブルートラックでの青色マーキングの規定の追加。
- ・ 三段跳の踏切板位置の明確化。
- ・ 全天候舗装用レーンマーキング色分け標準表の修正
- ・ 競歩用パドルの競技規則第 230 条に整合するため、名称とサイズの変更

(標識タイルとマーキング)

第 10 条

6. 塗布する色彩および形状は、全天候舗装用レーンマーキング色分け標準表(別表 1)による。ただし、舗装がレンガ色以外の場合は、見やすい色に変更してもよい。なお、別表 1 の青色のマーキングは、ブルートラックの場合には赤色とすることが望ましい。

(走幅跳、三段跳)

第 16 条 走幅跳・三段跳の施設はつぎのとおりとする。() 内は女子。

	施設数	助走路		砂 場			踏切板から 砂場までの距離	
		長さ(m)	幅(m)	幅(m)	長さ(m)	深さ(m)	走幅(m)	三段(m)
第 1・2 種	6 以上	45 以上	1.22	2.75 ～ 3.00	8 以上	0.50 以上	2	13 (10)
第 3 種	1 以上	40 以上	1.22	2.75 ～ 3.00	8 以上	0.50 以上	2	11 以上 (7 以上)
第 4 種	1 以上	40 以上	1.22	2.75 ～ 3.00	7 以上	0.50 以上	2	11 以上 (7 以上)

- 〔注〕 1 助走路の長さは踏切板からとする。
 2 助走路の横断面は山型が望ましい。
 3 施設数は砂場の数とする。助走路の両側に砂場があるときは 2 施設とカウントする。5.55m 以上の一つの砂場に同時に競技が出来る助走路があるときは 2 施設とカウントする。
 4 走幅跳と三段跳の設備は、それぞれ併用してもさしつかえない。
 5 走幅跳、三段跳の助走路は、踏切板ならびに砂場の上縁と同一レベルとする。
 6 走幅跳の踏切板は、施設数以上を設置する。
 7 三段跳の踏切板から砂場までの距離の最大は 13m とする。踏切板から砂場までの距離は、開催する競技会及び地域のレベルに応じて上記と異なる距離の踏切板を追加して設置することができる。第 1 種、第 2 種の踏切板から砂場までの距離女子 10m、男子 13m は、6 か所以上が基本であるが、少なくとも 4 箇所以上とし、同時に競技が出来るように設置する。第 3 種、第 4 種の踏切板から砂場までの距離女子 7m 以上、男子 11m 以上は、開催する競技会及び地域のレベルに応じて踏切板を設置する。国際大会では、女子三段跳の踏切板から砂場までの距離は 11m より短くしない。設置する踏切板が不足する競技場は、公認満了が 2026 年 4 月 1 日以降の継続検定までに対応する。

全天候舗装用レーンマーキング色分け標準表

- ・ 8、代用縁石の置き方の削除

8	3 0 0 0 m、5 0 0 0 mのグループスタートの末端(合流点になる所) (ただし L = 8 0 m、R = 3 7 . 8 9 8 mの場合) マーキング(緑)50×50 代用縁石(白) 走る方向	緑
---	--	---

- ・ 1 8、走高跳、判定補助線の訂正

18	走高跳の支柱台 計測基準台 40×150 支柱台 φ80～150 判定補助線 W50 他の競技に影響がなく、 芝側のときに塗布してもよい 判定補助線がやり投スターティングラインの前にかかる場合は塗布しない	白
----	---	---

- ・ 1 9、レーン幅 1m250 の訂正、今年度校正ミス

19	棒高跳の助走路、支柱台 棒高跳助走路が単独である場合は実線でよい 支柱台の寸法は支柱の土台の大きさによる ゼロ・ラインW10 白 支柱台の外縁(500程度)まで	白
----	--	---

- ・ 2 0、走幅跳・三段跳での中央の助走路を使ったときの黄マークの追加

20	走幅跳、三段跳の助走路 黄マーク 黒マーク 黄マーク	白
----	--	---

用器具一覧

必備用具

用器具名称	区別	1 種	2 種	3 種	4 種	4 種 L	摘 要
<u>競歩用イエローパドル</u> <u>競歩警告用円板（黄）</u>	×	10 組	10	5	0	0	直径 <u>120mm 以上 150 mm</u> ～ <u>160 mm</u> 柄の長さ <u>全長 210mm 以上 120 mm</u> ～ <u>150 mm</u> 、プラスチック又は軽金属表裏同一マークとする。 <u>イエローパドル黄</u> は2種類、 <u>レッドパドル赤</u> は無地
<u>競歩用レッドパドル</u> <u>競歩失格用円板（赤）</u>	×	2 枚	2	2	0	0	

必備器具

<u>競歩用掲示板</u> <u>競歩用警告掲示板</u>	×	1 台	1	1	0	0	縦 1000 mm×横 800 mm以上
----------------------------------	---	-----	---	---	---	---	----------------------

付則 2021年4月1日改正



- ・ 名称を競技規則と整合する。
- ・ 国際競歩審判員（IRWJ）が使用しているパドルの寸法を加える。
- ・ ロスオブコンタクトのマークが違う。
- ・ IRWJが使用しているものと同様な製品が作成されている。
- ・ どちらのパドルも使える。
- ・ IRWJを呼ぶ大会では海外選手も参加するので、出来ればIRWJと同じパドルを使えば戸惑わないので、IRWJと同じパドルを使っていただきたい。

(3) その他の注意事項

● 150m、145mのスタート位置

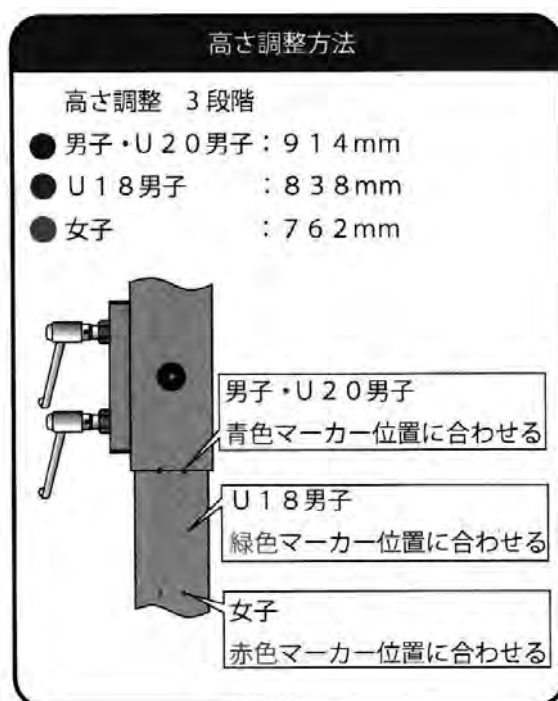
- ・ 150mスタート … 300mHのハードル4台目と同じ
- ・ 145mスタート … 400mHのハードル7台目と同じ

● 300mH設置の注意事項

- ・ 競技会での実施が予定されています。すべての競技場で必要ではないことから設置の義務付けはしていません。各陸協で設置を必要とする競技場を検討して設置を働きかけてください。設置後、検定が必要となります。
- ・ 標識タイルでない費用負担の少ない表示方法としています。
- ・ マーキングはしていませんので、競技会時に設置位置をマーキングしてください。チョーク付きの水糸を利用すると簡単に早く設置ができます。この方法は、全国検定会議、全国区域技術役員会議において各都道府県の検定員、技術役員に周知をしています。
- ・ ハードルの高さは、男子 U20、914 mm、U18、838 mm、女子 762 mm。

● 障害物の対応(競技規則第 169 条)

- ・ 障害物の高さに U18 男子 (838 mm(±3 mm)) の規格が 2020 ルールに新たに定められた。
- ・ 国内では競技会で行わないことから、〔国際〕対応になっているが、導入されてもすべての競技場が対応するには 10 年近くかかることから、2020 年から U18 の高さにも対応した製品が納入されている。
- ・ 製品の値上げはなく、競技場の了解を得て納入することとなっている。
- ・ 固定障害は水濠改修時など固定障害の支柱を更新するとき、移動障害は更新するときに対応している。義務付けではないので注意されたい。
- ・ 納入した競技場では、高さの違いが判りづらく、競技会時に高さの修正に間違いがないよう注意をされたい。 使用する審判員等に周知をしてください。



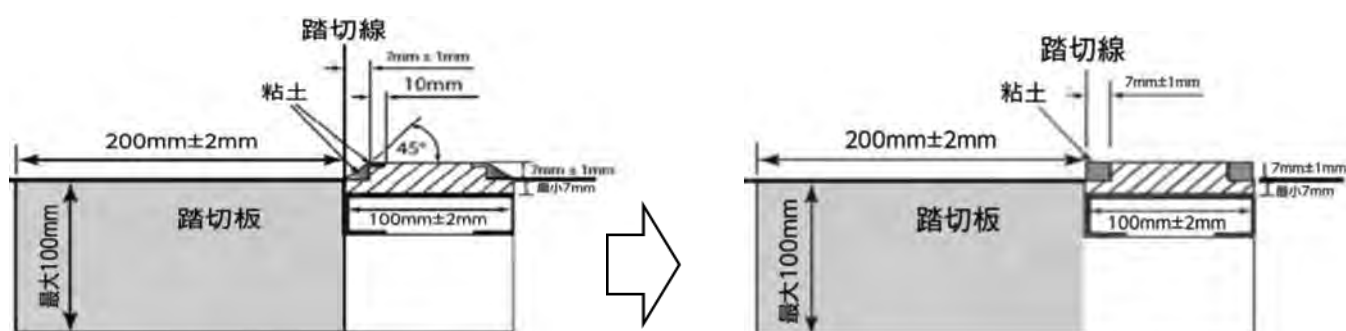
固定障害の高さの表示

● 障害物競走等、グループスタートにおける代用縁石の置き方

- ・ 競技規則により、国内の競技場では代用縁石を置くことから、代用縁石を縁石とみなして、トラックの計測は縁石の外側から300mmの所で計測している。
- ・ 代用縁石を設置する際は、競技場保有の代用縁石の数が不足しているため、1本おきとしていたが、競技規則に則れば全線に置く必要がある。
- ・ 競技場の代用縁石の補充整備を進めている。

● 粘土板の粘土の角度変更

- ・ 粘土を45度から90度となる。（競技規則第184条3～5）
- ・ 適用開始時期が延期された。
WA：2020年11月1日 → 2021年11月1日から
国内：2021年4月1日 → 2022年4月1日から
- ・ 粘土板は、新ルール適用後も現在使用しているタイプ（45度成型対応）が粘土を90度に成型できるため、粘土板はそのまま使用する。
- ・ 粘土を90度に成型するローラーは製品がある。



粘土を45°の成型から90°に成型することになる



成型ローラー



ローラーなしでも成型可

● 兼用サークル表面の仕上げの追加

- ・ 2019WA施設マニュアルの改正において、ハンマー投の兼用サークル（ドーナツ板）は素材によっては雨天時に滑りやすいものがあり、上部を白色以外で、滑らない仕上げとされた。
- ・ 国際大会では対応した物を使用する必要がある。
- ・ 国内でも、滑らない仕上げの製品が販売される。（190,000円＋税）検定品であるので、買い替え時には滑らないものを購入する。
- ・ 買い替えるのは高額のため、買い替えるまでの措置として競技場にある製品には、滑らないテープを貼ることで対応可能としている。

推奨品：すべり止めテープザラザラ、テープ代は概ね8,000円程度。
色は透明あるいは単色。
規格外の白のドーナツ板も違う色を貼ることで使用可。
現地で吹き付けをしたところもあるが、買い替えるまでの措置であり、安価のものでの対応とされたい。



JAAF

NF2004D 円盤投、ハンマー投兼用サークル

(台)本体価格 ¥190,000 +税



テープを貼った状況

● 長距離競走路、競歩路コース設定の注意事項

① 長距離競走路、競歩路コース設定

- ・ 競技会では計測したコースを設定してください。計測したコースと同じに設定されないと公認大会と認められません。
- ・ 計測時に作成された経路図、ポイント図を基に設定をしてください。コース所有者がこれらの図面を作成しています。
- ・ 計測されたコースと違うコースとなる時には、事前にコース変更の検定を受けなければなりません。
- ・ 途中計時の記録もコース設定の条件を満たしている箇所は、公認記録となりますが、必ずラインを入れてください。

② WA 認証コースの競技会

- ・ 世界記録、アジア記録の認定において、競技に先立ち、正式に計測され記録されたとおりのコースであることを確認しなければなりません。（競技規則第260条21(d)）
- ・ 当初のコース計測を行った計測員（A級、B級）またはその計測員に指名された者が、競技中に先導車に乗り込み、競技者が同じコースを走っていることを確認しなければなりません。
- ・ 陸連の後援競技会では国際道路コース計測員の派遣を義務付けております。
- ・ 派遣を希望する大会では、陸連に派遣依頼を提出してください。
- ・ プログラムの審判編成には「国際道路コース計測員」としてください。

③ 競歩路コース

- ・ 2022 オレゴン世界選手権から男女の35km競歩が追加されることになった。
- ・ 35キロ競歩を正式種目となる予定。WAが規則改正時期を検討中。
WA規則改正後、国内規則の変更を経てからコース計測等の対応をする予定。

2021 年度競技規則修改のポイント

審判部長 小林 幸太郎

① 競技規則の番号体系の変更

2021 年ルールブックから【Competition Rules：競技会規則】と【Technical Rules：競技規則】の編成に変更。『以下のような表記に変更』

➤ 2020 年までのルールブックの表記方法

第〇条 第 114 条
第〇条● 第 130 条 1
第〇条● (a) 第 170 条 6(a)

➤ 2021 年からのルールブックの表記方法

CR (TR) ○ CR7
CR (TR) ○. ● TR23. 1
CR (TR) ○. ●. △ TR24. 6. 1

② 競技用靴

1.靴底の最大の厚さのルールが下記の表の通りに全ての種目で適応のため、フィールド、混成競技など注意が必要。混成に関しては、種目ごとに確認するか、その日の最初の招集のときにその日のすべての靴を確認するなど工夫が必要である。

2.公認競技会（公認記録）では規則に適合した靴を使用していることが必要であり、非適合靴の使用は認められない。WA への記録申請の際、本人は適合靴であっても同レースに出た他の選手 が非適合靴の場合、記録が認められないこともある。

『招集所』

靴底の厚さ、スパイクの数等を事前チェックする。計測にあたっては「多少の誤差がありうる」ことを念頭におく。規則に反する靴があれば、競技者に指導し、必要に応じて、競技開始前段階で総務や各審判長と指導対象者等の情報共有を行う。

*WA による承認靴のリストを確認する。サイズの基準は、26.5～27.0cm になっているため、靴底の厚さの計測では「多少の誤差がありうる」ことを念頭におくこと。

『審判長』

競技中の様子、競技結果で靴底の厚さ等に疑義があれば、トラック競技・ フィールド競技を問わず、競技終了後に再チェックを行ってもよい。特に世界記録、日本記録等がマークされた場合は、再検査をおこなう。（≒投てき種目で日本記録が生まれたら、投てき物の再検査をおこなうのと同じ考え）

種目	靴底の最大の厚さ (TR5.5、TR 5.13.3)	要件・備考
フィールド種目 (除：三段跳)	20mm	全投てき種目と高さを競う跳躍種目および三段跳を除く長さを競う跳躍種目に適用。 全フィールド種目で、靴の前の部分の中心点の靴底の厚さは、踵の中心点の靴底の厚さを超えてはならない。
三段跳	25mm	靴の前の部分の中心点の靴底の厚さは、踵の中心点の靴底の厚さを超えてはならない。
トラック種目 (ハードル種目を含み、800m未満の種目)	20mm	リレーにおいては、各走者が走る距離に応じて適用する。
トラック種目 (障害物競走を含み、800m以上の種目)	25mm	リレーにおいては、各走者が走る距離に応じて適用する。 競技場内で行う競歩競技の靴底の最大の厚さは、道路競技と同じとする。
クロスカントリー	25mm	
道路競技（競走、競歩）	40mm	
サウザンコースとトリプルコース（TR57）	制限なし	

靴の種類と要件、競技会での使用

種類	要件・使用可否	競技会での使用
①小売されている靴 (≒WA承認靴)	・TR5の要件を満たし、販売され、競技者が購入できる靴	可
②カスタマイズされた靴	・小売されている靴をベースとし、競技者の足に合わせてカスタマイズされた靴 ・TR5の要件厳守 ○：足幅を広げる、踵にクッション、色を変える 等 ×：WAが認めていない新技術の適用	可
③開発段階の試作靴	・靴メーカーが販売可能段階前に特定競技者でテストしている靴（新技術の適用を含む）	WAの承認要
④オーダーメイドの靴	・個々の競技者の足や要望に合わせて作成した唯一無二の特別に作られた靴	不可

③ アスリートビブス

アスリートビブス（ビブス）の大きさは、横 24 cm以内×縦 16 cm以内に変更。個人を識別する文字や数字等の大きさは従来通りの縦最低 6 cm～最高 10 cmである。

2021 年度から競技会ごとにビブスを作成する場合は、新規格のものを用意すること。但し、以下の2つのような場合は 2023 年 3 月末まで旧規格（横 24cm 以内×縦 20cm 以内）の使用は可能とする。

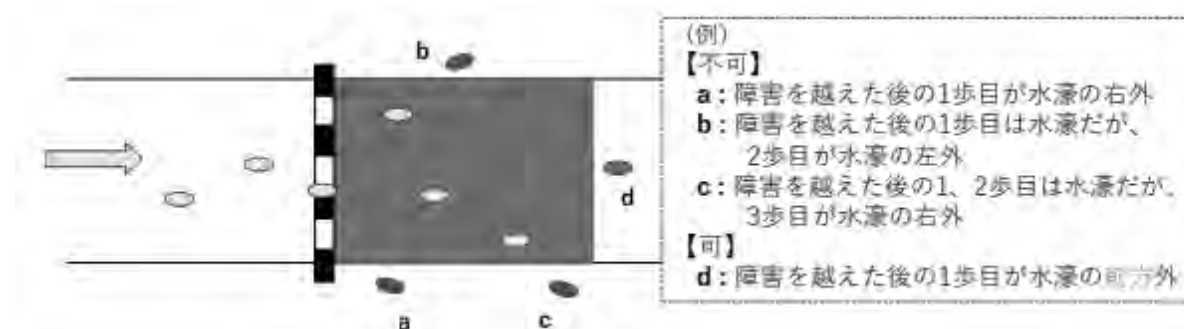
1. 中体連・高体連等で3年間、同一番号のビブスを使用している場合、在校生（2021 年 4 月から 2 年生以上）の卒業まで（最長 2 年間）。2021 年 4 月からの 1 年生は新規格のビブスを使用する。

2. 加盟団体に大量に旧規格の在庫がある場合。

* 各学校、競技会で移行期間があるが、新しい規格のアスリートビブスを用意していく必要があります。

④ 障害物競技

水濠に関しては、「距離が短くなる・ならない」「外に出た歩数」ではなく、「きちんと水濠を越えたか・越えていないか」で判定するため、下記の例の通りに水濠の区間で外に出てしまった時点で失格になる。



⑤ ≪2021.4.1 適用予定だった修改正が 2022.4.1 に延期≫

競技者が踏切る際、跳躍しないで走り抜けたり、あるいは跳躍の動きの中で踏切足または踏切足の靴のどこかが、踏切板または地面から離れる前に踏切線の垂直面より前に出たりした時に無効試技になる。

※これに伴い、粘土板の角度も 45 度から 90 度へ、競技会によってはビデオカメラ等による踏切の判定導入。ビデオカメラ等の機器の使用しない場合はこれま



で通り、粘土板を使用すること。

⑥ トランスポンダーシステム

公認記録の時間は信号器のスタート合図（または同期したスタート信号）から競技者がフィニッシュラインに到達するまでの時間（グロスタイム）である。

ただし、非公認記録ではあるが、競技者がスタートラインを通過してからフィニッシュラインに到達するまでの時間（ネットタイム）を知らせてもよい。

*大会主催者はネットタイムを参加標準記録の資格記録として扱ったり、エリートカテゴリーの競技者を除くランナーの順位付け等に活用してもよい。

⑦ 内容の明確化

*下線部のところの追加や変更。

1. 技術総務

〔国内〕 4. 道路競技においては、コースの整備状況や設備、用器具の配置等が競技規則や競技会の技術的・組織的計画に従っていることを確認する。

2. 出発係

〔国内〕 800mを超えるレースではスタートラインの後方約1mのところに並べる。

3. 世界記録の要件

・競技者が世界新記録または世界タイ記録を樹立したら、競技終了後直ちにドーピング検査を受けなければならない。

・Anti-Doping Regulations で認められている事由以外での遅延は認められない。

・400m 以上種目では、世界記録を承認するために収集された検体は、赤血球生成刺激剤（ESA）について分析。

・ドーピング検査に関連する文書は、入手次第、直ちに WA に送付。理想としては、記録申請の際に記載しなければならない世界記録申請書類 一式と共に、競技開催日を含め 30 日以内に WA 事務局に発送の必要あり。

・ドーピング検査に関する書類は Athletics Integrity Unit において審査。

【以下の場合には記録は公認しない】

a.ドーピング検査が実施されていない場合

b.ドーピング検査が競技規則またはアンチドーピング規則に従って実施されていない場合

c.ドーピング検査の検体が分析に適していない場合、または 400m 以上の競走競技で ESA の分析されていない場合

d.ドーピング検査によりアンチドーピング規則に違反していることが判明した場合

4. 同時申込

競技者が、同時にトラック競技とフィールド競技あるいは2種目以上のフィールド競技に出場している場合には、審判長は1ラウンドに一度、走高跳および棒高跳では各試技に一度、競技会に先立って決めた順序によらないで、その試技を許すことができる。もし、競技者がその後の試技を行うべき順序の際に不在の時、その試技時間が過ぎれば、パス扱いとなる。

5. 競技者に対する助力（認められる助力）

電子ライトや類似の器具による、レースの進行時間や関連する記録の提示。



障害物競走等、グループスタートにおける代用縁石の置き方について

国内の競技場では代用縁石を置くことから、代用縁石を縁石とみなして、トラックの計測は縁石の外側から 300mm の所で計測している。そのために、国内の競技場の 10000m におけるグループスタートのスタートラインは直線の長さにも関係するが (5 レーンの) 800m のスタートラインの前方に引かれている (図 1 参照)。

一方、海外の競技場のグループスタートのスタートラインは (5 レーンの) 800m のスタートラインと重なっている所から引かれている。これは内側のライン外側から 200mm の所でトラックの計測を行っているためである (図 2 参照)。厳格に言えば国内競技会において代用縁石を設置する際は、競技規則に則れば全線に置く必要がある (図 3 参照)。しかしながら、競技場保有の代用縁石の数が足りなければ、1 本おきに置かざるを得ない。また、国内で実施する国際大会においては全線設置を基本としてレースがスタートした後は速やかにすべての代用縁石を撤去することとなる。グループスタートのレースが複数組ある場合もレースごとに並べることを望ましい。

グループスタートする際に第 2 グループのスタートラインからすぐに縁石を設置すると、第 1 グループ外側の競技者が縁石につまずくことがある。そのため、第 2 グループのスタートラインから (約 5~10m 程度) 縁石を設置せず、第 1 グループの競技者の安全性を考慮しながら 2 個または 3 個のコーンを置くことが望ましい。縁石に代わりコーンを設置していることを競技者に伝えるとよい。国内競技場におけるグループスタートのスタートライン【図 1】 海外競技場におけるグループスタートのスタートライン【図 2】 全線に設置した代用縁石【図 3】



国内競技場におけるグループスタートのスタートライン【図 1】



海外競技場におけるグループスタートのスタートライン【図 2】



全線に設置した代用縁石【図 3】

審判手帳に関してのお願い

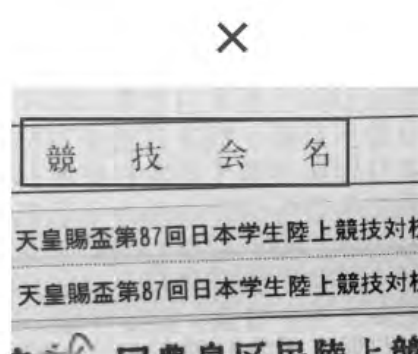
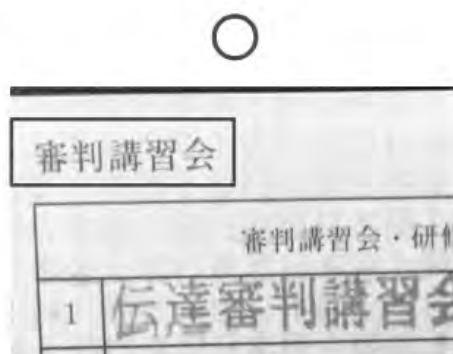
- ① 手帳は新しいものにしてください。
旧手帳（黒表紙）→新手帳（紺表紙）



- ② 手帳を切り替えた際には改めて新手帳に新たに撮影した写真の貼付および加盟団体の割刻印、氏名、住所、生年月日、昇格年月日の記載・承認印をお願いします。
- ③ 手帳へのページの付け足しはせず、使い切ったら新しい手帳を新調してください。
- ④ 日付記載は西暦で統一を 審判手帳、申請書類の日付記載は 西暦で統一をお願いします。

	担当役員	年月日	
手権大会	競技役員	2017. 11. 5	←西暦○
大会	情報処理係	30. 5. 3	
大会	情報処理係	30. 5. 4	和暦×
手権大会	ビデオ監察	2018. 6. 15	
手権大会	ビデオ監察	2018. 6. 17	西暦○

- ⑤ 講習会の記載は確実に 講習会実施の日付は、競技会の欄ではなく審判 講習会のページに記載してください。



- ⑥ 競技役員としての出席のみを記載 大会役員（会長、副会長等）としての参加は、競技会出席回数に含まれません。手帳には、競技役員（審判員）として出席した場合のみ記載してください。また、担当役員欄は空欄にせず、具体的な 競技役員名を記入してください。

2020(令和 2)年度 全国競技運営責任者会議

1 尾縣専務理事より

コロナ感染症は緊急事態宣言によりやや減少の方向に向かっているが、未だに厳しい状況は続いている。東京オリンピック・パラリンピックについても様々な状況が考えられるが、今は「日本のスポーツは止まっていないことを世界にアピールする」そのために、各都道府県においては、コロナウィルス感染症予防策を徹底した上で、競技会を開催していただきたい。厳しいお願いであるが、よろしくお願いしたい。

2 ルール修改正について

今年度のWAルールに関して大きな修改正はシューズに関するところがほとんど。それ以外は大きくは変わっていない。ただし、ルールブックへの表記の仕方について ①条文の表記方法を大きく変える。 ②英語から日本語への翻訳をより厳密に行う。

1. 条文の表記方法について

2020 年度版 第〇〇条→(CROO-Competition Rule, TROO-Technical Rule など)

2021 年度版ルールブックより新しい表記となるため、できるだけ 2021 年度版は購入して新しい条文表記になれてほしい。

3 分科会報告

・公認競技会の申請。

競技会を行う前に申請。

競技会の開催日にこだわらずまとめて連絡をする。2 月分は 2 月末に送るなど。

・記録の申請について

日本記録申請用紙について 7 ヶ所新しくした。

審判員のサインを落とさないように。併せて審判員の ID 記載も必要となるため、審判員証のどこかに ID を記載しておくとか。

一般的に誰でも出場している競技会において、U20 や U18 の新記録を見落とさないように

・広告規定の修改正

読めば読むほど煩雑でよくわからない。

トップレベルの大会ではより厳しくなるため、競技者、関係者は熟知しておく必要あり。

都道府県名は？大学生までは前後に無制限で表示することができる（サイズは大事）

ユーチューバから支援を受けている場合、ハッシュタグの記載になることもあるが、ハッシュタグもサイズの範囲内で記載可能。サイズは厳しくチェックする。

競技役員にも同様の規定が適応されるため、競技役員の衣類やバッグなどのロゴに注意が必要。

・混成競技についてシューズの厚さは？

基本的に競技開始前に測定する。チェックの仕方はいくらかでも簡略化が可能。

認められているシューズの一覧表をあらかじめ配るなどしておくとか。

リストにないシューズは競技会前にチェックしますという旨をあらかじめインフォメーションしておく。

・通信機器の持ち込みができないことについて

最近では腕時計に通信機器がついているものもある。100m で日本記録を出した際、桐生選手がそれに該当する時計をつけおり、様々な映像に残ってしまった。残念。

競技者はいろいろな方法で機器類を持ち込もうとするので、頭ごなしにだめ出しをするのではなく、選手とコミュニケーションをとりながら、信頼関係をつくりながら、それでもダメなものとはダメという姿勢を貫きたい。（これは審判員の助力も同様ですね-酒井私心です）

・JRWJ の派遣が多く求められる

WR に関係する競技会では派遣が求められる

JTO、JRWJ の人数が不足している

アナウンスの際の「君」「さん」付けについては、これまで通り

日本選手権等では「君」「さん」はなしも

2021年度 長野陸協 審判講習会審判員クリニック（競技規則確認テスト）

- ① 解答は[]に記入すること。（論述問題は□に記入すること）
- ② 2021年度日本陸上競技連盟競技規則に基づいて解答すること。
- ③ 「陸上競技ルールブック」と「2021年度審判講習会資料」を参照しながら解答すること。
（2021年度修改正以外からも出題されている）
- ④ テストの提出期限は、2021年5月31日（月）必着。提出方法は下記の2通りです。

≪提出方法①≫

Google フォームから
解答する。



<https://forms.gle/5ikmxzEsQTRigJfB7>

≪提出方法②≫

解答後、この用紙を長野陸協事務局へ郵送する。
（トラブルを避けるため、競技運営委員・事務局等に
提出することはせず、郵送のみとする。）
〒381-0038 長野県長野市東和田 632
長野市営陸上競技場内長野陸上競技協会 宛
（封筒に「審判講習会評価テスト在中」と記載）

支部

氏名

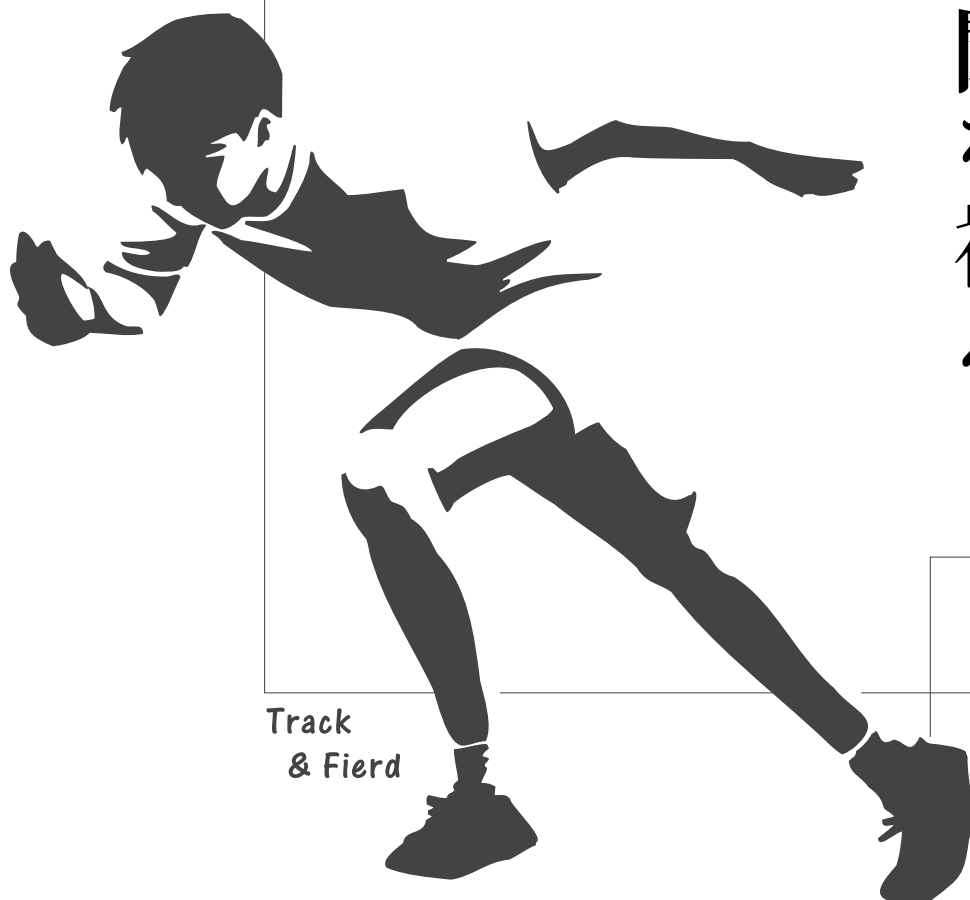
■ () の中へ○× または 正しい数字を選ぶか、数値を入れなさい。

1. 2021 年ルールブックの編成は、【Competition Rules：競技会規則】と【Technical Rules：競技規則】に変更になる。 []
- 2.トラックの計測は縁石の外端（縁石がない場合はラインの外側）を基準に計測をする。 []
3. 「On your marks（位置について）」または「Set（用意）」の合図の後、音声や動作、その他の方法で他の競技者の妨害をしたので、審判長は不適切行為があったとして当該競技者に対して警告を与えた。 []
4. 男子110mH 予選で、ハードルを超えていないと判定され失格した選手が、判定を不服として競技終了後20分、結果発表後14分後に正式に抗議した。この抗議は受理されるか。 []
5. リレーにおいて、テイクオーバーゾーン内でバトンパスが開始され、バトンパスが完了していない状態でバトンを落とした場合にバトンを拾わなくてはならない走者は、次の①～③のうちどれか。 ① 渡し手(前走者) ② 受け手(後走者) ③ どちらでも良い []
6. 4×400m リレーのバトン渡し。テイクオーバーゾーンの内側より走り出さなくてはならないが、この時ラインの線は踏んでいてもよい。 []

7. リレー種目でイエローカードを2回出されたチームの選手は、その後出場予定の個人種目も失格と見なされ、出場することはできない。 []
8. 400mを超えるレース（4×200mリレー、メドレーリレー・4×400mリレーの第1走者を除く）では、競技者は位置についたとき片手であれば、グランドに触れてもよい。 []
9. トラック種目に於いて風速を計測する時間は、スターターの信号器の発射（閃光／煙）からつぎの通りとする。 60m…5秒間 100m…10秒間 100mハードル…10秒間 110mハードル…10秒間 200m…13秒間 []
10. 競技者が自分の意思により競技を途中で止めた場合、その競技のその後の試技を行うことはできないが、高さを競う跳躍競技での1位決定のためのジャンプオフには出場できる。 []
11. 走幅跳の決勝を7名で行っている。3回の跳躍を終えた時点で、1名記録なしだった。4回目以降の試技のできる人数は何人だろうか。 []
12. フィールド種目の靴底の厚さは、三段跳が①mm、それ以外が②mmである。
① [] ② []
13. 混成競技では、競技で使う全ての靴底の検査をしなければならない。 []
14. 3000mに出場している選手が使用している靴底の厚さが基準を超えているように思えた審判長が、レース後に靴底の厚さを測定したら2mmを超えていた。しかし、招集を通過してしまったので失格とはせず、注意を与えた。 []
15. 女子棒高跳において、3m00の2回目を失敗し3回目の試技に入ろうとした選手に、主審が「アップライトをあと10cm前に出すといい」と選手に話した。 []
16. 競技役員や主催者から任命された者が（倒れた選手を）立ち上がらせたり、医療支援を受けられたりするための身体的な手助けは助力ではない。 []
17. 競技会において、投てき物が補助員に接触する事故が2年連続で起きている。事故を防ぐために、どのようなことに気をつけていけばよいのか、あなたの考えを述べなさい。

大変おつかれさまでした！ 解答を忘れずにお送りください。

ご健闘を祈る



Track
& Field

ATHLETIC  UNIFORM



スクールスポーツウェア専門
しなのメイト株式会社

〈 本 社 〉〒389-0606 長野県埴科郡坂城町大字上五明992-2
TEL.0268-81-1336
FAX.0268-81-1337

〈新潟営業所〉〒950-0823 新潟県新潟市東区東中島2-18-41
TEL.025-256-5215
FAX.025-256-5216